

いきいき茨城ゆめ国体  
守谷市・常総市・坂東市実行委員会

第2回常任委員会



日時 平成30年4月27日（金）午後1時00分

会場 常総市生涯学習センター 多目的ホール



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
第2回常任委員会資料 目次

○ 報告事項		
報告第1号	実行委員会常任委員の変更	… 1
報告第2号	リハーサル大会の概要	… 2
報告第3号	実行委員会 会長の専決処分した事項	… 7
報告第4号	専門委員会の審議決定事項	… 19
○ 審議事項		
議案第1号	平成29年度事業報告(案)	… 20
議案第2号	平成29年度収支決算(案)	… 28
議案第3号	平成30年度事業計画(案)	… 30
議案第4号	平成30年度収支予算(案)	… 34
○ 参考資料		
	服飾整備要項	… 35
	支給物品配付要項	… 37
	遺失物・拾得物取扱要項	… 38
	保険加入要項	… 53
	通信業務要項	… 57
	運営ボランティア募集要項	… 59
	歓迎装飾・接伴要項	… 65
	案内所設置運営要項	… 66
	休憩所設置運営要項	… 68
	売店設置運営要項	… 69
	弁当調達要項	… 85
	弁当調製施設選考基準	… 88
	医療救護要項	… 90
	防疫対策要項	… 92
	食品衛生対策要項	… 93
	環境衛生対策要項	… 94
	医療救護実施要領	… 95
	防疫対策実施要領	…101
	食品衛生対策実施要領	…103
	環境衛生対策実施要領	…105
	輸送・交通業務実施要項	…107
	駐車場設置利用計画	…110
	警備・消防防災業務実施要項	…112
	警備・消防防災業務実施要領	…115
	実行委員会会則	…119

# 報告事項

## いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技リハーサル大会 第23回ジャパンオープントーナメント

大会会期：2018年8月4日～8月7日

守谷市：男子(常総運動公園総合体育館)

常総市：男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市：男女(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)

## いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

大会会期：2019年9月28日～10月8日

ハンドボール競技は2019年10月3日～10月7日

守谷市：成年女子(常総運動公園総合体育館)

常総市：少年男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市：成年男女(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)



守谷市

常総市

坂東市

企業協賛  
ボランティア  
募集中!



いきいき茨城ゆめ国体 マスコットキャラクター いばラッキー HAND BALL

お申し込み先

TEL 0297-21-5120

FAX 0297-21-5122

ホームページ、SNSで、情報発信中!



[www.kokutai-hand.com](http://www.kokutai-hand.com)



[www.facebook.com/kokutai.hand](https://www.facebook.com/kokutai.hand)



@74kokutai

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市 実行委員会

事務局所在地

〒303-0034

茨城県常総市水海道天満町4684番地 (生涯学習センター2階)

## 報告第1号

### いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 常任委員等の変更

実行委員会第1回常任委員会（平成29年6月21日開催）以降，平成30年4月27日までの間における常任委員等の変更について，いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条において準用する第8条第3項の規定により報告する。

#### 【新任】

#### ○常任委員

（敬称略）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	就任年月日
守谷市	守谷市教育委員会教育長	町田 香	後藤 光良	平成30年4月1日
	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	大久保 慎一	中島 浩	平成30年4月1日
	守谷市学校長会会長	辺見 芳宏	椎名 和良	平成30年4月1日
常総市	常総市教育委員会教育長	岡野 克巳	山口 大	平成30年4月1日
	常総市校長会会長	猪瀬 和男	海老原 治夫	平成30年4月1日
	茨城県常総警察署署長	村上 貴志	薮 靖夫	平成30年4月1日
坂東市	坂東市教育委員会教育長	倉持 利之	大竹 良彦	平成30年4月1日
	坂東市校長会会長	倉持 美由紀	倉持 英夫	平成30年4月1日

#### ○監事

（敬称略）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	就任年月日
	守谷市会計管理者	宇田野 信彦	飯野 亘	平成30年4月1日
	坂東市会計管理者	森田 一也	金久保 吉之	平成30年4月1日

## 報告第2号

### いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技リハーサル大会について

#### 1 大会概要

- (1) 大会名 第23回ジャパンオープンハンドボールトーナメント
- (2) 期 日 平成30年8月4日(土)～7日(火)  
※ 代表者会議及び開会式は、前日8月3日(金)に実施
- (3) 会 場 水海道総合体育館 常総市坂手町3552番地  
坂東市総合体育館 坂東市岩井3086番地  
常総運動公園総合体育館 守谷市野木崎4700番地  
県立水海道第二高等学校 常総市水海道橋本町3549番地4  
県立岩井高等学校 坂東市岩井4319番地1
- (4) 主 催 (公財)日本ハンドボール協会、全日本社会人ハンドボール連盟  
守谷市、守谷市教育委員会、常総市、常総市教育委員会、坂東市  
坂東市教育委員会、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東  
市実行委員会
- (5) 主 管 茨城県ハンドボール協会
- (6) 後 援 茨城県、茨城県教育委員会、(公財)茨城県体育協会  
いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会  
守谷市体育協会、常総市体育協会、坂東市体育協会

#### 2 参加者

- (1) 平成30年度(公財)日本ハンドボール協会に年度当初「一般A」に登録された単独チームおよび個人で、日本ハンドボールリーグ(「一般L」登録)・全日本学生ハンドボール連盟・(公財)全国高等学校体育連盟ハンドボール専門部・全国高専ハンドボール連盟に登録されていないチーム及び個人。
- (2) 参加チームは、各地区(ブロック)の予選を通過したチーム又は地区の推薦を受けたチームとし、開催県は、1チームの出場を認める。
- (3) 中学生以下の出場は認めない。
- (4) 出場チーム数  
男子 32チーム  
女子 16チーム

### 3 大会役員等の構成（平成30年4月1日現在）

種類	人数	備考
大会役員	417	名誉会長，会長，副会長，顧問，参与，委員長，副委員長及び委員
競技役員	185	日本ハンドボール協会，県内の審判有資格者および近県競技団体関係者
競技補助員	168	3市内高等学校ハンドボール部員及び近隣高等学校ハンドボール部員
競技会係員	316	3市市役所職員
競技会補助員	80	一般・高校生ボランティア
計	1,166	



#### 競技会係員（市職員）及び競技会補助員（ボランティア）の従事内容

係名	編成 予定人数	主な業務
本部長	1	実施本部を代表し，その事務を総理する。
副本部長	2	本部長を補佐し，本部長が欠けたときは，職務を代理する。
実施本部	10	実施本部の運営。各係への指示，緊急時の対応。
会場総務班	99	競技会運営全般の統括に関すること。 他の係に属さない業務に関すること。
競技式典班	79	競技会場の管理に関すること。 式典全般の運営及び進行管理に関すること。 競技記録の集計，速報及び掲示に関すること。

おもてなし班	79	休憩所の管理運営及び清掃，ドリンクコーナーの設 営及び運営に関すること。 選手，監督等への郷土料理のおもてなしに関するこ と。 競技会場内外の清掃及び環境美化に関すること。
医療救護班	15	医療救護本部の運営に関すること。 競技会場の救護所の設置及び管理運営に関するこ と。
会場警備	73	会場内の巡回整備に関すること。 駐車場（臨時駐車場含む）での案内・誘導・安全確 保に関すること。
宿泊輸送班	21	計画輸送の連絡調整に関すること。 警備消防防災本部の運営に関すること。 選手，監督，大会役員等の関係者の宿泊弁当の注文 受付に関すること。



#### 4 宿泊

本大会で合同配宿を行う（株）JTB関東にリハーサル大会でも選手・監督の宿泊斡旋を委託する。また，競技役員等の宿泊についても，JTBが請負う。

原則3市の宿泊施設を優先するが，不足がある場合には，つくば市・柏市・野

田市なども考慮する。

宿泊料金や夕食付プランの設定，ランク付けについては，現在調整している。

## 5 輸送及び駐車場

輸送計画の基本的な考え方

	参加者区分	移動手段	備考
①	選手・監督	自主移動	
②	大会役員	県協会対応	
③	競技役員（近県・中央）	計画輸送	本部宿舎⇔競技会場
④	競技役員（県内）	自主移動	
⑤	競技補助員（市外）	計画輸送	各学校⇔競技会場
⑥	競技補助員（市内）	自主移動	
⑦	競技会係員（市職員）	自主移動または計画輸送	
⑧	競技会補助員	自主移動	
⑨	一般観覧者	自主移動またはシャトルバス	駅⇔競技会場
⑩	視察員・報道員	自主移動またはシャトルバス	駅⇔競技会場



## 6 競技用具

『いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市競技用具整備要項』に基づき，競技用具を整備する。

## 7 諸会議及び式典について

### (1) テクニカルデレゲート・審判会議

日時：平成30年8月3日（金）12時30分～

会場：守谷市ウエディングヒルズアジュール

(2) 開会式

日 時 : 平成30年8月3日(金) 15時 開会  
会 場 : 守谷市ウェディングヒルズアジュール  
司 会 : いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
参列者 : 常総市長, 常総市議会議長, 常総市教育長  
守谷市長, 守谷市議会議長, 守谷市教育長  
坂東市長, 坂東市議会議長, 坂東市教育長  
日本ハンドボール協会, 茨城県ハンドボール協会

(3) 代表者会議

日 時 : 平成30年8月3日(金) 開会式終了後  
会 場 : 守谷市ウェディングヒルズアジュール

(4) 閉会式

【男子の部】

日 時 : 平成30年8月7日(火) 13時20分～(予定)  
※ 決勝戦終了後  
会 場 : 常総市水海道総合体育館  
司 会 : いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局  
参列者 : 坂東市長・常総市長・守谷市長  
日本ハンドボール協会 茨城県ハンドボール協会

【女子の部】

日 時 : 平成30年8月6日(月) 13時20分～(予定)  
※ 決勝戦終了後  
会 場 : 坂東市総合体育館  
司 会 : いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局  
参列者 : 坂東市長・常総市長・守谷市長  
日本ハンドボール協会 茨城県ハンドボール協会

(5) 表彰

ア 優勝チームには, (公財) 日本ハンドボール協会会長杯を授与する。  
イ 第1位から第4位までのチームには, 賞状を授与する。  
ウ 第1位から第3位までのチームには, メダルを授与する。  
エ 副賞として, 第1位から第4位のチームに, 3市の記念品を贈呈する。  
※ 記念品の内容は現在調整中

## 報告第3号

### 専決処分した事項

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第15条第1項の規定に基づき、専決処分したことから、同条第2項の規定により別紙のとおり報告するので、承認願いたい。



いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市  
警備・消防防災基本計画

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「大会」という。）に参加する，選手，監督，役員，視察員，報道員，その他関係者及び一般観覧者の警備・消防防災対策については，関係機関・団体等と連携を図り，安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期する。

2 内容

(1) 警備対策

ア 競技会場，練習会場，宿泊施設，沿道等（以下「競技会場等」という。）における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

イ 大会期間中には，関係機関及び団体等の協力を得て防犯対策を推進し，犯罪の予防に努める。

(2) 消防防災対策

ア 競技会場等における火災，その他の災害の予防及び災害発生時における情報伝達，避難誘導，救急・救助等に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災，その他の災害の未然防止及び発生時の被害の軽減を図るため，関係機関及び団体等の協力を得て，防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報伝達，避難誘導，被害の拡大防止，救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

関係機関及び団体等との緊密な連携を保つとともに，情報連絡体制を確立し，警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
平成30年度暫定収支予算

(平成30年2月21日専決処分)

平成30年度に実施する会議の開催や事務局の運営にかかる経費のうち、年度当初から常任委員会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

収入

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 負担金及び助成金	66,000,000	66,000,000	0	守谷市, 常総市, 坂東市から2,200万円
2 繰入金	57,000,000	57,000,000	0	国体開催準備積立金から
3 繰越金	9,348,940	0	9,348,940	前年度繰越金
4 諸収入	1,292,200	601,000	691,200	預金利子, 啓発品売上, 事業参加者負担金等
合計	133,641,140	123,601,000	10,040,140	

支出

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 総務管理費	7,965,000	7,871,000	94,000	
01会議費	1,267,000	1,267,000	0	01諸会議運営事業
報償費	100,000	100,000		
需用費	202,000	202,000	0	用紙代, 卓上花代, 会議費賄い
役務費	950,000	950,000	0	郵便料, 傷害保険料
使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	会議室使用料
02事務局費	6,698,000	6,604,000	94,000	01事務局庶務事務
需用費	2,501,000	2,501,000	0	消耗品, ガソリン, 封筒印刷
役務費	821,000	801,000	20,000	郵便料, 電話料, 振込手数料等
使用料及び賃借料	3,347,000	3,273,000	74,000	OA機器, 電話, 車両等
備品購入費	29,000	29,000	0	HP用ソフト
2 国体開催推進費	77,179,000	70,979,000	6,200,000	
01開催推進事業	77,179,000	70,979,000	6,200,000	01国体開催推進事業
報償費	1,331,000	1,461,000	▲ 130,000	リハーサル大会日当等
旅費	5,743,000	5,743,000	0	国体視察(福井県)
需用費	10,063,000	11,178,000	▲ 1,115,000	リハーサル大会競技用消耗品等
役務費	1,909,000	1,271,000	638,000	リハーサル大会郵送料, 保険料等
委託料	52,940,000	49,862,000	3,078,000	リハーサル大会設営撤去, 看板等
使用料及び賃借料	1,446,000	1,043,000	403,000	有料道路, 駐車場, 車両等
備品購入費	0	121,000	▲ 121,000	
負担金補助及び交付金	3,747,000	300,000	3,447,000	日本リーグ開催権料, システムカウンター購入に係る負担金
3 諸支出金	45,000,000	42,000,000	3,000,000	
01国体開催準備積立金	45,000,000	42,000,000	3,000,000	01国体開催準備積立金
4 予備費	3,497,140	2,751,000	746,140	
01予備費	3,497,140	2,751,000	746,140	
合計	133,641,140	123,601,000	10,040,140	

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実施本部設置要綱

### (設置)

第1条 いきいき茨城ゆめ国体(第74回国民体育大会)及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会において、守谷市・常総市・坂東市(以下「3市」という。)で開催する競技会の円滑な運営に資するため、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 実施本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の運営に関する事項
- (2) その他実施本部において必要と認める事項

### (組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長、本部員、部長、班長、係長及び係員(以下これらを「実施本部員」という。)をもって構成し、その組織は別表第1のとおりとする。

- 2 本部長は常総市長を、副本部長は守谷市長及び坂東市長をもって充てる。
- 3 本部員は、3市の副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 部長、班長、係長及び係員は、3市の職員のうち本部長又は副本部長が決定する。

### (事務分掌)

第4条 実施本部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

### (職務)

第5条 実施本部員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、実施本部を代表し、その事務を総理する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、守谷市長、坂東市長の順序でその職務を代理する。
- (3) 本部員は、本部長、副本部長を補佐し、部長、班長等を指揮監督する。
- (4) 部長は、上司の命を受け、担当する部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (5) 班長及び係長は、上司の命を受け、それぞれの事務を処理する。
- (6) 係員は、上司の命を受け、事務に従事する。

### (会議)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、実施本部会議を招集し、本部長がその議長となる。

- 2 前項の実施本部会議は、本部長が指名する者を構成員とする。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、班長会その他必要な会議を開催することができる。

### (庶務)

第7条 実施本部の庶務は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局又は3市国体担当課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
入札参加資格規程

(趣旨)

第1条 いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発注する請負又は物品の買入れ、役務の提供その他の契約（以下「請負契約等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、指名業者の選定基準、その他契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を審査するため、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 入札参加資格の審査
- (2) 発注標準金額及び入札参加条件の審査
- (3) 入札方式の選定及び入札参加条件の選定
- (4) 共同企業体による施工の可否
- (5) 前各号のほか会長が必要と認める事項

2 前項各号に定める審査の結果は、会長に報告し、その承認を受けるものとする。

(審査会の組織)

第3条 審査会の委員は、守谷市、常総市、坂東市（以下「3市」という。）及び実行委員会事務局の次に掲げる職にある者とし、委員長は実行委員会幹事会の幹事長をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 国体担当課長
- (3) 実行委員会事務局長
- (4) その他委員長が必要と認める者

2 委員長は、審査会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

(会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。

5 議長は、必要に応じて関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(持回り審査)

第5条 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、持回り審査により過半数の委員の同意を持って審査会の審査に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び関係職員は、審査会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(入札参加資格)

第8条 入札に参加できる者は、3市いずれかの入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に搭載されている者とする。

(指名業者の選定)

第9条 指名競争入札に参加させる指名業者の選定は、第8条に規定する者の中から選定する。

2 指名業者は、第10条に規定する基準により審査会が選定し、会長が指名決定する。

3 前項の規定による選定業者数は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(指名業者の選定基準)

第10条 指名業者の選定にあたっては、次の事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

(1) 請負契約等

ア 当該工事等についての技術的適正

イ 不誠実な行為の有無

ウ 経営状況

エ 安全管理の状況

オ 労働福祉の状況

カ 当該工事等に対する地理的条件

キ 手持ち工事等の状況

(選定の特例)

第11条 次の各号のいずれかに該当する工事等は、前条の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(1) 特殊な技術・知識・経験を必要とする場合

(2) 災害時等特に緊急を要する場合

(3) 主として請負った工事等と密接な関係のある工事等をする場合

(4) 特殊な物品又は機械等を使用する場合

(指名の取消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当することとなった者を現に指名しているときは、特別な理由がある場合を除き、当該指名を取消すものとする。

(1) 3市いずれかにおいて参加資格を取消しされた者

(2) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、手形交換所による取引停止処分を受け、又は銀行等当座取引を停止されたとき

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表第1（第9条関係）

請負対象区分表

設計金額	選定業者数
500万円以下	3社以上
500万円を超え5,000万円以下	5社以上
5,000万円を超え7,000万円以下	7社以上
7,000万円を超えるもの	10社以上

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 決裁（第7条—第9条）
- 第3章 文書の取扱い（第10条—第12条）
- 第4章 公印の取扱い（第13条・第14条）
- 第5章 財務（第15条—第20条）
- 第6章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則（以下「会則」という。）第16条第2項の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、[常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成8年常総市条例第13号）](#)に規定する常総市生涯学習センター内に置く。

（所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。
- （2）実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- （3）実行委員会の予算及び決算に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

（職員）

第4条 事務局に次の職員を置く。

- （1）事務局長 1名
- （2）**事務局長補佐 若干名**
- （3）事務局職員 若干名

2 前項の職員（以下「職員」という。）は、守谷市、常総市及び坂東市の職員の中からいきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任命する。

（職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。この場合において事務局長補佐が2人以上置かれている場合には、あらかじめ事務局長が定める順位によりその職務を代理するものとする。

3 事務局職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員のうち、守谷市職員の服務については、守谷市職員服務規程（昭和52年守谷町規程第5号）の例による。

2 職員のうち、常総市職員の服務については、常総市職員服務規程（昭和38年水海道市訓令甲第3号）の例による。

3 職員のうち、坂東市職員の服務については、坂東市職員服務規程（平成17年坂東市訓令第30号）の例による。

## 第2章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項等)

第8条 事務局長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告等に関すること。
- (2) 事務の分担に関すること。
- (3) 職員の勤務命令に関すること。
- (4) 契約に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 1件の見積価格が30万円以上の工事又は製造の請負に関すること。
  - イ 1件の見積価格が30万円以上の物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 事務局長が不在のときは、事務局長補佐が代決することができる。この場合において事務局長補佐が2人以上置かれている場合には、あらかじめ事務局長が定める順位により代決するものとする。

### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「守常坂国体実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、省略することができる。

2 決裁文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決裁権者を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において整理し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を守谷市、常総市及び坂東市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、守谷市文書規程（平成10年守谷町訓令第4号）の例による。

### 第4章 公印の取扱い

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、次表のとおりとする。

名 称	形状・書体	寸法	個数
いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会長印	正方形 てん書	1辺 30ミリ	1

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、守谷市教育委員会公印に関する規則（平成14年守谷町教育委員会規則第1号）の例による。

### 第5章 財務

(旅費等)

第15条 職員のうち、守谷市職員の旅費の額及びその支給方法については、守谷市職員の旅費に関する条例（昭和53年守谷町条例第4号）及び守谷市職員の旅費に関する規則（昭和53年守谷町規則第3号）の例による。

2 職員のうち、常総市職員の旅費の額及びその支給方法については、常総市職員の旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第13号）及び常総市職員の旅費に関する規則（昭和40年水海道市規則第7号）の例による。

3 職員のうち、坂東市職員の旅費の額及びその支給方法については、坂東市職員の旅費に関する条例（平成17年坂東市条例第41号）及び坂東市

職員の旅費に関する規則（平成17年坂東市規則第23号）の例による。

4 会長は、実行委員会の事務上特に必要があると認めるときは、職員以外の者に出張を依頼することができる。

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、守谷市の諸規程の例による。

## 第6章 補則

（委任）

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## のぼり旗・プランター企業協賛の募集

守谷市・常総市・坂東市，3市で開催するいきいき茨城ゆめ国体の趣旨にご賛同いただき，企業・団体の皆様から，競技会場に歓迎装飾品として設置するのぼり旗，プランターの企業協賛を下記のとおり募集いたしますので，ご協力よろしく申し上げます。

募集期間 平成30年4月25日（水）～平成31年6月28日（金）

### 設置期間

リハーサル大会 平成30年8月3日（金）～8月7日（火）の5日間

本大会 平成31年10月2日（水）～10月7日（月）の6日間

設置場所 常総運動公園総合体育館・水海道総合体育館・坂東市総合体育館  
県立水海道第二高等学校・県立岩井高等学校

### 【のぼり旗】

- 1口 1万円・・・4セット（旗，ポール，固定パイプ，設置撤去費等）
- 募集口数 100口（400セット）
- 購入先 3市内の業者（入札等で決定する）

### 【プランター】※申請時期により，リハーサル大会，本大会どちらか一方の設置となります。

- 1口 1万円・・・4セット（プランター，苗，土，シール，育成費等）
- 募集口数 100口（400セット）
- 購入先 3市内の業者（入札等で決定する）

### 製作例



（プランター）640\*230\*185mm



プランターシール



（のぼり旗）600\*1800mm

### 【お問合せ・申込先】

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市 国体実行委員会事務局  
常総市水海道天満町 4684 番地（生涯学習センター2階）

TEL：0297-21-5120 FAX：0297-21-5122 MAIL：mjb@kokutai-hand.com

## 報告第4号

### いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 専門委員会の審議決定事項について

実行委員会会則第13条の規定により、常任委員会から委任された審議事項について、専門委員会において審議決定したので、下記のとおり報告する。

#### 記

No.	審議決定事項	専門委員会名	開催日
1	服飾整備要項	総務企画	平成29年9月29日
2	支給物品配付要項		
3	遺失物・拾得物取扱要項		
4	保険加入要項		
5	通信業務要項		
6	運営ボランティア募集要項		
7	歓迎装飾・接伴要項		
8	案内所設置運営要項		
9	休憩所設置運営要項		
10	売店設置運営要項		
11	弁当調達要項	宿泊衛生	平成29年9月29日
12	弁当調製施設選考基準		
13	医療救護要項		
14	防疫対策要項		
15	食品衛生対策要項		
16	環境衛生対策要項		
17	医療救護実施要領		平成29年12月20日
18	防疫対策実施要領		
19	食品衛生対策実施要領		
20	環境衛生対策実施要領		
21	輸送・交通業務実施要項	輸送交通	平成29年9月28日
22	駐車場設置利用計画		
23	警備・消防防災業務実施要項		平成29年12月20日
24	警備・消防防災業務実施要領		

# 審議事項



## 議案第1号

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会平成29年度事業報告(案)

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第3号の規定により、平成29年度事業報告を提案する。

### 1 会議等の開催

会議名称	開催日	場所
第5回幹事会	平成29年5月10日	もりや学びの里(守谷市)
第6回幹事会	平成29年5月29日	もりや学びの里(守谷市)
第2回総務企画専門委員会	平成29年6月15日	岩井公民館(坂東市)
実行委員会第1回常任委員会	平成29年6月21日	生涯学習センター(常総市)
第7回幹事会	平成29年7月24日	もりや学びの里(守谷市)
実行委員会第2回総会	平成29年8月18日	ベルフォーレ(坂東市)
第8回幹事会	平成29年9月27日	もりや学びの里(守谷市)
第2回輸送交通専門委員会	平成29年9月28日	岩井公民館(坂東市)
第2回宿泊衛生専門委員会 第3回総務企画専門委員会	平成29年9月29日	岩井公民館(坂東市)
第9回幹事会	平成29年10月24日	もりや学びの里(守谷市)
第10回幹事会	平成29年11月20日	もりや学びの里(守谷市)
第3回宿泊衛生専門委員会 第3回輸送交通専門委員会	平成29年12月20日	もりや学びの里(守谷市)
第11回幹事会	平成29年12月27日	もりや学びの里(守谷市)
第12回幹事会	平成30年2月13日	もりや学びの里(守谷市)
第13回幹事会	平成30年3月28日	生涯学習センター(常総市)

## 2 事業の推進

### (1) 総務企画

- ア 国体運営ガイドラインの策定
- イ 広報啓発実施計画の策定
- ウ 市民協働推進実施計画の策定
- エ 服飾整備要項の制定
- オ 支給物品等配付要項の制定
- カ 遺失物・拾得物取扱要項の制定
- キ 保険加入要項の制定
- ク 通信業務要項の制定
- ケ 運営ボランティア募集要項の制定
- コ 歓迎装飾・接伴要項の制定
- サ 案内所設置運営要項の制定
- シ 休憩所設置運営要項の制定
- ス 売店設置運営要項の制定

### (ア) いばラッキー(着ぐるみ)の活用等によるPR

	年 月 日	事業名	会場等
1	平成29年4月8日	第8回さくらまつり	坂東市岩井公民館
2	平成29年4月9日	第17回水海道千姫まつり	市民の広場(常総市)
3	平成29年4月15日～16日	坂東市長杯(ハンドボール)	坂東市総合体育館 坂東市立岩井中学校体育館
4	平成29年4月22日～23日	「三重バイオレットアイリス」ハンドボール競技強化講習会	常総運動公園総合体育館 常総市水海道総合体育館
5	平成29年5月7日	第6回坂東レンゲまつり	坂東市七郷中川土地改良区場内
6	平成29年5月13日～14日	MOCO フェスタ2017	守谷駅西口駅前広場
7	平成29年5月20日	御所ヶ丘小学校・黒内小学校運動会	守谷市立御所ヶ丘小学校・黒内小学校
8	平成29年5月27日	水海道小学校運動会	常総市立水海道小学校
9	平成29年5月27日～28日	茨城国体記念 常総市長杯争奪茨城県中学校ハンドボール大会	常総市水海道総合体育館
10	平成29年6月4日	第38回常総市水海道少年柔道大会	常総市水海道総合体育館

	年 月 日	事業名	会場等
11	平成29年6月12日	鬼怒中学校激励会	常総市立鬼怒中学校
12	平成29年6月14日	街頭 PR 活動	関東鉄道水海道駅(常総市)
13	平成29年6月23日	街頭 PR 活動	市民の広場周辺道路(常総市)
14	平成29年6月23日 ～25日	関東クラブ・社会人ハンドボール選手権大会	水海道総合体育館・坂東市総合体育館・守谷市常総運動公園総合体育館 他
15	平成29年6月27日	街頭 PR 活動	常総市役所周辺道路
16	平成29年7月18日 ～20日	県西地区国体 PR キャンペーン	FOODOFF ストッカー守谷店、カスミ松ヶ丘店・フードスクエアイオンタウン守谷店(守谷市)
17	平成29年7月29日 ～30日	坂東市将門カップハンドボール大会	坂東市総合体育館
18	平成29年8月2日	県西地区国体 PR キャンペーン	カスミきぬの里店・水海道栄町店(常総市)
19	平成29年8月8日 ～10日	平成29年度関東中学校ハンドボール大会	水海道総合体育館
20	平成29年8月11日	第53回常総きぬ川花火大会	橋本運動公園
21	平成29年8月24日 ～25日	県西地区国体 PR キャンペーン	ヨークベニマル坂東店・エコス沓掛店(坂東市)
22	平成29年9月9日	守谷市・常総市中学校体育祭	守谷市立御所ヶ丘・守谷・常総市立鬼怒中学校
23	平成29年9月17日	関東学生ハンドボール秋季リーグ戦	水海道総合体育館
24	平成29年9月18日	坂東市敬老会	坂東市総合体育館
25	平成29年9月30日	常総市小学校運動会	常総市立菅生・岡田・玉小学校
26	平成29年9月30日 ～10月1日	守谷商工まつり	守谷駅西口広場
27	平成29年10月14日	立沢秋祭り	立沢香取神社境内(守谷市)
28	平成29年10月15日	第11回あすなろの秋まつり	常総市あすなろの里
29	平成29年10月22日	第32回ふくし祭り	石下総合福祉センター
30	平成29年10月31日 ～12月4日	坂東市小中学校あいさつ運動	坂東市内小中学校(17校)

	年 月 日	事業名	会場等
31	平成29年11月3日	第45回猿島地域体育祭	坂東市立猿島中学校グラウンド
32	平成29年11月5日	第25回常総ふるさとまつり	石下庁舎周辺
33	平成29年11月11日	松ヶ丘まつり	守谷市立松ヶ丘小学校
34	平成29年11月12日	第27回坂東市いわい将門ハーフマラソン大会	坂東市総合体育館 八坂公園陸上競技場
35	平成29年11月26日	親子deいきいきスポーツフェスタ	石下総合運動公園
36	平成29年12月2日	県近隣少年少女大会兼第 23回田中杯	水海道総合体育館
37	平成29年12月10日	常総ペアウォーク2017	三坂町鬼怒川土手(常総市)
38	平成29年12月17日	第7回元気いっぱい福祉まつり	岩井福祉センター夢積館(坂東市)
39	平成30年1月6日	はたちのつどい	地域交流センター(常総市)
40	平成30年1月7日	坂東市成人式	ベルフォーレ(坂東市)
41	平成30年1月7日	守谷市成人式	中央公民館(守谷市)
42	平成30年1月8日	坂東市賀詞交歓会	坂東市総合体育館
43	平成30年1月11日	守谷市賀詞交歓会	ウエディングヒルズアジュール(守谷市)
44	平成30年1月12日	常総市賀詞交歓会	石下総合体育館
45	平成30年1月18日	ラッピングバス&列車出発式	関東鉄道水海道駅(常総市)
46	平成30年1月21日	第12回常総市近隣スポーツ少年団駅伝大会	石下総合運動公園
47	平成30年2月4日	守谷ハーフマラソン	守谷市役所
48	平成30年2月10日	第20回長塚節文学賞表彰式	地域交流センター(常総市)
49	平成30年2月25日	第42回日本ハンドボールリーグ茨城大会	坂東市総合体育館
50	平成30年3月4日	坂東市体協指導者講習会	坂東市総合体育館

## (イ)印刷物による広報

物品等名称	作成数	内容・配布先・大会名等
HANDBALL 通信 (第2号, 第3号)	1, 000部	ハンドボール競技強化講習会 関東学生ハンドボール秋季リーグ戦
チラシ	3000枚	イベントの案内, ボランティア募集, 企業協賛, イベント, スポーツ大会の来場者等
ポスター	130部	関東学生ハンドボール秋季リーグ戦 第42回日本ハンドボールリーグ茨城大会
プログラム等広告掲載	500部	関東社会人・クラブハンドボール選手権大会
各市広報	約180, 000部	関東学生ハンドボール秋季リーグ戦 第42回日本ハンドボールリーグ茨城大会 ボランティア募集, 企業協賛募集

## (ウ)メディアによる啓発

メディア等名称	内容
ホームページ	各イベント, 諸会議, HandBall 通信, ボランティア募集, 企業協賛募集, 応援メッセージ(写真)の掲載
フェイスブック・ツイッター	各イベントの掲載
Youtube	著名人による応援動画メッセージの掲載

## (エ)工作物等による啓発

工作物名称	作成数	設置先
カウントダウンボード	3基	各市庁舎内
PR用のぼり旗	100本	イベント会場等
PR用横断幕	2枚	岩井公民館, 県立岩井高等学校
PR用懸垂幕	1枚	水海道総合体育館
PR用立看板	1枚	常総運動公園

## (オ)啓発物品等による啓発

物品名称	作成数	配布先
ピンバッチ	1,000個	学校, 関係機関団体等
クリアファイル	4,000枚	関係機関団体, スポーツ大会の参加者等
ポケットティッシュ(印刷部手作り)	10,000個	各市イベント来場者等
ポロシャツ	545枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
ボタンダウンポロシャツ	160枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
Tシャツ	293枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
ウインドブレーカー	137枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
ベスト	10枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
ハーフジップトレーナー	5枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
フリース	189枚	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)
ぬいぐるみ	100個	実行委員会委員及び関係者, 一般(販売)

## (カ)国体ダンスによる啓発

イベント名	参加者	団体名	備考
第8回坂東さくらまつり	14,000名	GENKIDS	
第17回水海道千姫まつり	10,000名	Smile Angel	
石下将門まつり	7,000名	スマイルキッズ	
関東学生ハンドボール 秋季リーグ戦	1,200名	水海道一高チアリーディング 部及び石下紫峰高生徒	
坂東市敬老会	1,600名	ちびっこソムリエ	
守谷市商工まつり	70,000名	Smile Angel	
第32回あすなろの 秋まつり	50名	GENKIDS	
第25回常総ふるさとまつり	25,000名	GENKIDS, 常総市立幼稚園児	

イベント名	参加者	団体名	備考
親子 de いきいきスポーツ フェスタ	1, 300名	水海道一高チアリーディング 部及びGENKIDS	
ラッピングバス&列車 出発式	50名	守谷市土塔中央保育所園児	
第42回日本ハンドボー ルリーグ茨城大会	1, 200名	水海道一高チアリーディング 部及び石下紫峰高生徒, ち びっこソムリエ	

## (2) 宿泊衛生

- ア 弁当調達要項の制定
- イ 弁当調製施設選考基準の制定
- ウ 医療救護要項の制定
- エ 防疫対策要項の制定
- オ 食品衛生対策要項の制定
- カ 環境衛生対策要項の制定
- キ 医療救護実施要領の制定
- ク 防疫対策実施要領の制定
- ケ 食品衛生対策実施要領の制定
- コ 環境衛生対策実施要領の制定

## (3) 輸送交通

- ア 警備・消防防災基本計画の策定
- イ 輸送・交通業務実施要項の制定
- ウ 駐車場設置利用計画の策定
- エ 警備・消防防災業務実施要項の制定
- オ 警備・消防防災業務実施要領の制定

## (4) 企業協賛

- ア 企業協賛の募集開始
- イ 企業協賛の申込み
  - ・野口運輸株式会社(坂東市)
  - ・株式会社アシスト(常総市)
  - ・エイ・ティー・ロムジャパン株式会社(守谷市)

### 3 関係機関及び競技団体との連絡調整

会議名称	開催日	場所
第1回競技団体調整会議	平成29年4月14日	もりや学びの里(守谷市)
第2回競技団体調整会議	平成29年5月17日	もりや学びの里(守谷市)
第3回競技団体調整会議	平成29年6月29日	もりや学びの里(守谷市)
県警本部会場視察	平成29年8月31日	坂東市総合体育館, 岩井高等学校, 水海道総合体育館, 水海道第二高等学校
第4回競技団体調整会議	平成29年9月20日	もりや学びの里(守谷市)
第5回競技団体調整会議	平成29年11月27日	もりや学びの里(守谷市)
県警本部会場視察	平成30年1月19日	常総運動公園総合体育館
第6回競技団体調整会議	平成30年2月6日	もりや学びの里(守谷市)

### 4 近隣市町村との連絡調整

会議名称	開催日	場所
第1回県西地区会場地担当者会議	平成29年5月19日	スピカ庁舎(筑西市)
第2回県西地区会場地担当者会議	平成29年8月31日	筑西合同庁舎(筑西市)
第3回県西地区会場地担当者会議	平成30年1月25日	下館武道館(筑西市)

### 5 先催都市の準備状況等の調査及び研究

内容	期日	場所	人数
福井リハーサル大会の視察	平成29年8月4日 ～6日	福井市, 永平寺町	8名
愛顔つなぐえひめ国体の視察	平成29年10月4日 ～9日	松山市, 西条市	28名
国体事業概要説明会	平成29年12月21日 ～22日	西条市	5名

## 議案第2号

### いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 平成29年度収支決算（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第4号の規定により、平成29年度収支決算を提案する。

#### 収入

科目	本年度 予算額	流用後 予算額	決算額	比較	説明
1 負担金及び助成金	45,000,000	45,000,000	45,000,000	0	
1 市負担金	45,000,000	45,000,000	45,000,000	0	3市15,000,000円
2 繰入金	36,500,000	36,500,000	36,500,000	0	H28年度会計から
3 繰越金	499,284	499,284	499,284	0	H28年度会計から
4 諸収入	601,000	601,000	1,506,792	905,792	
1 雑収入	601,000	601,000	1,506,792	905,792	啓発品売上, 日本リーグ入場料, 競技団体負担金等
合計	82,600,284	82,600,284	83,506,076	905,792	

#### 支出

科目	本年度 予算額	流用後 予算額	決算額	比較	説明
1 総務費	7,751,000	9,086,000	6,611,846	2,474,154	実行委員会, 常任委員会等
1 会議費	1,086,000	1,086,000	263,335	822,665	
需用費	202,000	202,000	62,506	139,494	消耗品費, 会議時賄い
役務費	869,000	869,000	200,829	668,171	郵便料, 傷害保険料
使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	15,000	
2 事務局費	6,665,000	8,000,000	6,348,511	1,651,489	
需用費	2,501,000	2,501,000	1,533,353	967,647	消耗品費, 燃料費, 印刷製本費として
役務費	733,000	733,000	496,704	236,296	郵便料, インターネット接続料, 手数料等
委託料	0	1,325,000	1,323,108	1,892	事務局移転に伴う経費
使用料及び賃借料	3,374,000	3,374,000	2,928,602	445,398	OA機器, 電話, 自動車, システム等
備品購入費	57,000	67,000	66,744	256	事務所移転時インターホン等
2 開催推進費	15,003,000	15,003,000	10,545,290	4,457,710	
1 事業費	15,003,000	15,003,000	10,545,290	4,457,710	
報償費	600,000	600,000	191,500	408,500	日本リーグ時の謝礼等
旅費	3,520,000	3,520,000	3,224,107	295,893	リハ大会・国体視察時旅費
需用費	1,450,000	1,832,000	1,637,206	194,794	消耗品費, 印刷製本費等
役務費	74,000	74,000	43,000	31,000	日本リーグ時保険料として
委託料	6,980,000	6,598,000	4,194,100	2,403,900	実施設計委託料等
使用料及び賃借料	826,000	826,000	622,552	203,448	視察時レンタカー等
備品購入費	1,253,000	1,253,000	632,825	620,175	競技用備品購入
負担金補助及び交付金	300,000	300,000	0	300,000	負担金 日本リーグ開催権料
3 諸支出金	57,000,000	57,000,000	57,000,000	0	
1 開催準備金	57,000,000	57,000,000	57,000,000	0	国体開催準備積立金として
4 予備費	2,846,284	1,511,284	0	1,511,284	
1 予備費	2,846,284	1,511,284	0	1,511,284	事務局移転に伴う経費
合計	82,600,284	82,600,284	74,157,136	8,443,148	

収入総額 83,506,076 円

支出総額 74,157,136 円

差引残額 9,348,940 円

差引残額 9,348,940 円は、平成30年度に繰越し。

## 監査報告書

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会における  
平成29年度歳入歳出決算について監査したところ、収入・支出および  
関係諸帳簿類ともに正確であると認める。

平成30年 4月 17日

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会

監 事 守谷市会計管理者

宇田野 信彦 

監 事 坂東市会計管理者

森田 一也 

議案第3号

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
平成30年度事業計画（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第3号の規定により、平成30年度事業計画を提案する。

いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技会の開催準備を推進するため、次の事業を行う。

区分	月												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 リハール大会の開催														
(1) リハール大会					○									8/4~7
2 会議等の開催														
(1) 常任委員会	○													4/27
(2) 総会		○												5/21
(3) 専門委員会				○					○					
3 各種計画等の策定														
(1) 会場地輸送計画									○					
4 事業の推進														
(1) 総務企画関係														
①開催推進総合計画の進行管理	○	→ 計画の進行管理・経費の調査研究												
②広報啓発活動の推進	○	→												
ア 「いばらッキー」の活用		各市イベント等へのマスコットの参加												
イ 印刷物による広報		イベント参加時にチラシ、名刺の配布 スポーツ大会プログラムへの広告掲載の配布												
ウ メディアの活用		専用HP、フェイスブック、ツイッター等の活用												
エ 工作物の設置		のぼり旗及び横断幕、懸垂幕の設置、カウントダウンボードの製作設置												
オ 啓発物品の活用		ピンバッジ、缶バッジ、クリアファイル等の作製・配布												

区分	月												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
カ 1年前記念 イベント								○	○					10/7他
③大会実施本部マ ニュアルの作成	○	→												
④国体予算の編成	○	→												
⑤大会報告書編成 方針						○	→							
⑥運営ボランティ アマニュアル						○	→							
⑦観光ガイドマッ プ	○	→												
⑧文化プログラム	○	→												
(2) 競技式典関係														
①リハーサル大会実施要 項		○												
②競技用具整備・配 置計画						○	→							
③競技会係員・補助 員編成計画						○	→							
④競技会係員・補助 員要請計画						○	→							
⑤競技会場仮設設 置計画						○	→							
(3) 宿泊衛生関係														
①配宿に関する調 査研究	○	→												
②弁当調達に関す る調査研究	○	→												
③医事・衛生に関す る調査研究	○	→												
④リハーサル大会の配宿					○									
⑤リハーサル大会弁当の 調達					○									
⑥リハーサル大会医療救 護本部設置					○									

区分	月												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
⑦ 宿泊業務実施要項										○				
(4) 輸送交通関係														
① 輸送交通に関する調査研究	○	→												
② 警備・消防防災に関する調査研究	○	→												
③ リハール大会計画輸送					○									
④ リハール大会警備・消防防災本部設置					○									
⑤ 会場地輸送計画									○					
(5) 企業協賛推進関係														
① 企業協賛の推進	○	→												
5 先催都市の準備状況の調査及び研究														
先催都市の調査及び研究	○	→												
(1) 福井国体						○								9/13~17
(2) 事業概要説明会									○					
6 実行委員会主催イベント														
(1) 関東学生リーグ	○													4/22
(2) 日本リーグ											○			2/11

**いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
平成30年度主要事業計画**

**1 会議**

第2回常任委員会	日程：平成30年4月27日（金）午後1時から 場所：常総市生涯学習センター
第3回実行委員会総会	日程：平成30年5月21日（月）午後2時から 場所：石下地域交流センター
各専門委員会	随時
幹事会	随時
県協会調整会議	随時

**2 リハーサル大会（第23回 ジャパンオープンハンドボールトーナメント）**

競技会期	平成30年8月4日（土）～8月7日（火）
競技会場	守谷市：常総運動公園総合体育館（男子） 常総市：水海道総合体育館（男子）、水海道二高体育館（女子） 坂東市：坂東市総合体育館（男女）、岩井高体育館（女子）
出場チーム	男子32チーム、女子16チーム
諸会議日程	平成30年8月3日（金）
諸会議会場	ウエディングヒルズアジュール（守谷市）

**3 イベント**

- ① 関東学生ハンドボールリーグ（春季リーグ女子1部）  
日 程：平成30年4月22日（日）午前11時から（4試合）  
場 所：水海道総合体育館
- ② 本大会1年前記念イベント（予定）  
守谷市：平成30年10月28日（日）守谷市民スポーツフェスティバル  
常総市：平成30年11月 4日（日）常総ふるさとまつり  
坂東市：平成30年10月 7日（日）古城まつり  
その他：各市のイベント等において『茨城国体開催記念』の冠をつけて実施できるよう調整
- ③ 日本リーグの開催  
日 程：平成31年2月11日（月・祝）  
場 所：坂東市総合体育館  
試 合：【オムロン vs HC名古屋】（女子）

**4 視察（福井国体）**

競技会期	平成30年9月13日（木）～17日（月・祝）
競技会場	成年男子（福井市：福井市体育館） 成年女子（永平寺町：北陸電力福井体育館） 少年男子（福井市：福井県営体育館） 少年女子（永平寺町：緑の村ふれあいセンター・北陸電力福井体育館）

## 議案第4号

### いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 平成30年度収支予算（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第4号規定により、平成30年度収支予算を提案する。

#### 収入

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 負担金及び助成金	66,000,000	66,000,000	0	守谷市，常総市，坂東市から 2,200万円
2 繰入金	57,000,000	57,000,000	0	国体開催準備積立金から
3 繰越金	9,348,940	0	9,348,940	前年度繰越金
4 諸収入	1,292,200	601,000	691,200	預金利子，啓発品売上，事業参加者 負担金等
合計	133,641,140	123,601,000	10,040,140	

#### 支出

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 総務管理費	7,965,000	7,871,000	94,000	
01会議費	1,267,000	1,267,000	0	01諸会議運営事業
報償費	100,000	100,000		
需用費	202,000	202,000	0	用紙代，卓上花代，会議費賄い
役務費	950,000	950,000	0	郵便料，傷害保険料
使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	会議室使用料
02事務局費	6,698,000	6,604,000	94,000	01事務局庶務事務
需用費	2,501,000	2,501,000	0	消耗品，ガソリン，封筒印刷
役務費	821,000	801,000	20,000	郵便料，電話料，振込手数料等
使用料及び賃借料	3,347,000	3,273,000	74,000	OA機器，電話，車両等
備品購入費	29,000	29,000	0	HP用ソフト
2 国体開催推進費	77,179,000	70,979,000	6,200,000	
01開催推進事業	77,179,000	70,979,000	6,200,000	01国体開催推進事業
報償費	1,331,000	1,461,000	▲ 130,000	リハーサル大会日当等
旅費	5,743,000	5,743,000	0	国体視察（福井県）
需用費	10,063,000	11,178,000	▲ 1,115,000	リハーサル大会競技用消耗品等
役務費	1,909,000	1,271,000	638,000	リハーサル大会郵送料，保険料等
委託料	52,940,000	49,862,000	3,078,000	リハーサル大会設営撤去，看板等
使用料及び賃借料	1,446,000	1,043,000	403,000	有料道路，駐車場，車両等
備品購入費	0	121,000	▲ 121,000	
負担金補助及び交付金	3,747,000	300,000	3,447,000	日本リーグ開催権料，システムカウン ター購入に係る負担金
3 諸支出金	45,000,000	42,000,000	3,000,000	
01国体開催積立金	45,000,000	42,000,000	3,000,000	01国体開催準備積立金
4 予備費	3,497,140	2,751,000	746,140	
01予備費	3,497,140	2,751,000	746,140	
合計	133,641,140	123,601,000	10,040,140	



# 參考資料



## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市服飾整備要項

### 1 趣旨

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体（以下「本大会」という。）及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、守谷市・常総市・坂東市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の服飾整備について必要な事項を定めるものとする。

### 2 整備品目

服飾として整備する品目は、次のとおりとする。

#### 【リハーサル大会】

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 半袖ポロシャツ・半袖Tシャツ
- (3) 帽子

#### 【本大会】

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 半袖ポロシャツ・半袖Tシャツ・ジャンパー又はベスト
- (3) 帽子

### 3 配付対象者

本大会及びリハーサル大会における服飾の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、既に競技団体において従事者のユニフォームを整備している場合は、配付対象者とししない。

- (1) 大会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) その他（選手・監督、視察員等）

### 4 服飾デザイン

整備する服飾のデザインは、本大会及びリハーサル大会それぞれにおいて、従事者の識別を図ることができるものとする。

### 5 服飾整備

配付対象者は、原則として、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会が整備する服飾を着用することとする。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、服飾整備に関し必要な事項は別に定める。

附 則  
この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市支給物品等配付要項

### 1 趣旨

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体（以下「本大会」という。）及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、守谷市・常総市・坂東市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、諸物品、案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配付に関し、必要な事項を定める。

### 2 配付対象者

支給物品等の配付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 選手・監督（大会実施要項に規定された参加者）
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員及び補助員
- (4) 競技会係員及び補助員
- (5) 式典出演者（アトラクション出演者等）
- (6) 視察員（後催県の競技団体・体育協会・関係市町村の担当職員等）
- (7) 報道員（いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会から報道員と認めた者）
- (8) その他（いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会が必要と認めるもの）

### 3 支給物品等の品目

支給物品等の品目は、記念品・服飾・大会資料・案内資料等とし、それぞれの細目及び配付対象者ごとの内訳は別に定める。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、支給物品等の配付に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市遺失物・拾得物取扱要項

### 1 目的

この要項は、守谷市・常総市・坂東市で開催するいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の期間中における、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場内等及び実行委員会が借り上げたシャトルバス内において、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いに関して、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届出を受けた場合は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実施本部（以下「実施本部」という。）が設置する各競技会場内の受付案内所において、総務係が受付業務及び一時保管を行うこととする。  
業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 拾得物は、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意する。
- (3) その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合、高額な金品又は保管することが適当でないと認められるものについては、速やかに実行委員会事務局へ引き継ぐものとする。
- (4) 実施本部解散後の遺失物又は拾得物の取扱いは、実行委員会事務局において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要な事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物預り書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物名札（様式第4号）を取付け、一時保管する。ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預り書（様式第2号）は拾得者の要望に応じて交付するものとし、交付する場合は、注意欄を斜線で消すものとする。
- (2) 遺失物の届出は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受けることにより行い、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第6号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第7号）に記入した後、拾得物

一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

#### 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、遺失者本人であることを確認の上、遺失物受領書(様式第8号)を作成し、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。この場合において、係員は、運転免許証等による本人確認及び遺失物と拾得物の内容照合を必ず複数人で行う。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状(様式第9号)を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。
- (3) 拾得物を遺失者に返還したときは、実行委員会事務局が拾得物返還通知書(様式第10号)を作成し、拾得者に通知する。

#### 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への届出等

- (1) 総務係は、各競技会場における競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会事務局に引き継ぐものとする。ただし、拾得者が所有権等をあらかじめ放棄している物品等は、施設占有者に所有権が移行する(遺失物法第33条)ため、施設占有者と協議の上、引継ぎ等を行うものとする。
- (2) 実行委員会事務局は、前号の拾得物を拾得した日から1週間以内に拾得物受理書(写し)と拾得物届出書(様式第11号)を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、2(3)により引き継いだ拾得物については、所轄警察署と協議の上、速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会事務局は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者及び所轄警察署に伝える。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

様式第 1 号

大会名：\_\_\_\_\_

受理会場：\_\_\_\_\_

拾 得 物 受 理 書

拾得物受理番号	第 号							
受 理 日 時	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分		
拾 得 日 時	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分頃		
拾 得 場 所								
※ 拾 得 者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 ( )	—	携・勤 ( )	—			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
拾 得 者 の 権 利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権							
拾 得 者 の 同 意	遺失者に対して氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
拾得物預り書交付日時	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分		
拾得物返還通知の希望	<input type="checkbox"/> 有 (・電話連絡・通知書送付) <input type="checkbox"/> 無							
※権利放棄 の報告	権 利 放 棄 書							
	上記の物件に対する		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用の請求権を放棄します。					
			年 月 日					
		いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会						
		会長 神達 岳志 様						
		拾得者氏名 _____						
備 考								
取扱担当者								

※ 太枠内は、拾得者本人が記入してください。

様式第2号

大会名： \_\_\_\_\_

受理会場： \_\_\_\_\_

拾得物預り書

拾得物受理番号	第 号							
受 理 日 時	年 月 日 ( )		午前・午後		時	分		
拾 得 日 時	年 月 日 ( )		午前・午後		時	分	頃	
拾 得 場 所								
※拾得者	住 所							
	氏 名							
	電 話	自 宅 ( ) -		携・勤 ( ) -				
物 件	現 金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
		1,000 円		10 円				
物 品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数		
						点		
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 会 長 神 達 岳 志</p> <p style="text-align: center;">取扱者氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">※取り扱い者名及び印のないものは無効です。</p>								
<p>注1 この預り書は、あなたが標記の物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから、紛失しないように大切に保管してください。</p> <p>2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)を受け取ることができます。(権利放棄された方は、該当しません。)</p> <p>3 落とし主が判らないときは、本日から1週間以内に所轄の警察署へ提出します。なお、警察署が公告した後、さらに3か月を経過しても落とし主が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、所轄の警察署落とし物係へ事前に電話で問い合わせてください。</p> <p>※ あなたが物件を受け取ることができる期間は、3か月を経過した日から2か月以内です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。</p>								

様式第3号

大会名：\_\_\_\_\_

受理会場：\_\_\_\_\_

拾 得 物 一 覧 簿

No.

拾得物 受 理 番 号	受理年月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件 (種類及び数量)		拾得場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		

※ 備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

様式第 4 号

## 拾 得 物 名 札

拾得物受理番号	第                      号	
拾得物受理年月日	年	月              日
拾得物拾得年月日	年	月              日
ふりがな		
拾得者		
拾得物件	現 金	円
	物 品	
取扱者氏名		

様式第5号

大会名： \_\_\_\_\_

受理会場： \_\_\_\_\_

遺失物届出書

届出受理番号	第 号							
届出日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分							
遺失日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃							
遺失場所								
※ 遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 ( ) -	携・勤 ( ) -					
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
遺失者の同意	拾得者に対して、氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
取扱担当者								

※ 拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

連絡日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分						
取扱担当者							
拾得物受理番号	第 号						
連絡結果							
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に連絡	年	月	日			
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に返還	年	月	日	(郵送の場合は着払い)		
<input type="checkbox"/>	拾得者へ電話連絡	年	月	日			
<input type="checkbox"/>	拾得者へ返還通知書送付	年	月	日			
<input type="checkbox"/>	拾得者の返還通知希望なし						

様式第6号

大会名： \_\_\_\_\_

受理会場： \_\_\_\_\_

遺失物届出書(控え)

届出受理番号	第 号							
届出日時	年 月 日 ( )		午前・午後		時	分		
遺失日時	年 月 日 ( )		午前・午後		時	分頃		
遺失場所								
遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 ( ) -		携・勤 ( ) -				
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
遺失者の同意	拾得者に対して、氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
取扱担当者								

【遺失物が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。

連絡先 【守谷市会場】 取手警察署 会計課 0297-77-0110 (代表)

【常総市会場】 常総警察署 会計課 0297-22-0110 (代表)

【坂東市会場】 境警察署 会計課 0280-86-0110 (代表)

【遺失物が判明した場合】

※ 拾得者に対し、氏名・住所・電話番号等を告知することに同意している場合、あなたの氏名・住所・電話番号等を拾得者に告知します。(拾得者が権利を放棄された場合は該当しません。)

※ 標記物件の返還後、拾得者にお礼の連絡を取っていただきます。あなたは報労金(相当物品)の支払義務がありますので、お互いに話し合ってください。(当実行委員会とは関係できません。)

※ 拾得者には、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲で報労金(相当物品)を受け取ることができる権利について、伝えてあります。

様式第7号

遺失物一覧簿

No.

届出書 受 理 番 号	受理年月日	遺失日時	遺失物件（種類及び数量）		遺失場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		

様式第8号

遺失物受領書

拾得物受理番号	第	号	届出書受理番号	第	号			
拾得日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分							
拾得場所								
拾得者	住所							
	ふりがな							
	氏名							
拾得物件	現金	総額	円					
		内訳	10,000円		枚	100円		枚
			5,000円		枚	50円		枚
			2,000円		枚	10円		枚
			1,000円		枚	5円		枚
	500円			枚	1円		枚	
物品						点		
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 会長 神達 岳志 様</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>								
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (No. )							
	<input type="checkbox"/> その他 ( )							
返還担当者								

※ 太枠内は、届出者が記入してください。

様式第9号

委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所

氏名

委任者との関係

年 月 日

委任者（遺失者）住所

氏名

印

拾得物返還通知書

年 月 日

様

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会 長 神達 岳志

年 月 日に、あなたから拾得の届け出がありました物件  
( ) は、平成 年 月 日に下記の方に返還いたしました。  
あなたには、遺失物法の定めるところにより、下記の方に物件の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金（相当物品）の支払いを請求できます。  
下記の方から連絡がありましたら、お互いに話し合ってください。  
なお、下記の方には、報労金（相当物品）の支払義務があることを伝えてあります。

記

返還を受けた方（遺失者の同意を得ている事項のみ記載しております。）

住 所

氏 名

電 話 ( )

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

年 月 日

( ) 警察署長 様

住 所 常総市水海道天満町4684番地  
 事務所名 いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
 代表者名 会 長 神達 岳志  
 担当者名 事務局  
 電話番号 0297-21-5120

No.	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名, 住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備 考
	現金(内訳)	物 品				
1	円		◇氏 名  ◇住 所  ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所  ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			<input type="checkbox"/> 棄権		
	円×			<input type="checkbox"/> 失権		
	円×			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切		
円×	<input type="checkbox"/> 報労金	◇氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
円×	<input type="checkbox"/> 所有権					
円×	<input type="checkbox"/> 費用請求権					
2	円		◇氏 名  ◇住 所  ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所  ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			<input type="checkbox"/> 棄権		
	円×			<input type="checkbox"/> 失権		
	円×			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切		
円×	<input type="checkbox"/> 報労金	◇氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
円×	<input type="checkbox"/> 所有権					
円×	<input type="checkbox"/> 費用請求権					

No.	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名, 住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金(内訳)	物品				
3	円		◇氏名  ◇住所  ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所  ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4	円		◇氏名  ◇住所  ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所  ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5	円		◇氏名  ◇住所  ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所  ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

## ◆遺失物・拾得物対応フロー

### 遺失物の申し出あり（受付案内係）

- ①遺失者に遺失場所及び物品の特徴を聞き取る。
- ②遺失物一覧簿（様式第7号）に必要事項を記入する。
- ③拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し該当する物件がないか確認する。

↓ 総務係へ連絡する

対応：（会場総務係）

#### 拾得物の届出なし

- ①遺失物届出書（様式第5号）及び控え（様式第6号）に必要事項（住所・氏名・電話番号など）を記入してもらう。
- ②総務係が、届出書のその他の必要事項を遺失者から聞き取り、記入する。
- ③遺失届け控え（様式第6号）を遺失者に渡す。
- ④会場地の所轄警察署を案内し、届出をするよう説明する。（特に現金、携帯電話、スマートフォン等の高額物品は届出を行うよう説明する。）

#### 拾得物の届出あり

- ①軽微な物品（傘、タオル、帽子等）拾得物一覧簿（様式第3号）遺失物一覧簿（様式第7号）のみで処理する。
- ②高額物品等（現金、携帯電話、スマートフォン等）運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、確認後に遺失物受領書（様式第8号）を準備の上、署名を受け、返還する。また、拾得物一覧簿（様式第3号）の返還処理者欄に返還日と処理者名を記載する。  
■報労金の請求権利が発生している場合は、遺失者から拾得者へお礼の連絡をするよう伝える。  
■遺失者の代理人が受領する場合は、委任状（様式第9号）委任者の住所・署名押印がされているもの及び代理人の本人確認ができる運転免許証等が必要になることを説明する。

※ 次の業務は複数の係員で行うものとする。

- ①遺失者本人であることの確認（運転免許証等による届出人の住所、氏名の確認）
- ②遺失物の内容と拾得物の照合

### 拾得物の届出あり（受付案内係）

- ①拾得者に拾得物受理書（様式第1号）の必要事項（住所、氏名、電話番号等）を記入してもらう。
- ②拾得日時、拾得場所を聞き取り記入する。
- ③遺失物一覧簿（様式第7号）と照合し該当する物件がないか確認する。

↓ 総務係へ連絡する

対応：（会場総務係）

- ①総務係が拾得者から物品等を預かり、拾得物一覧簿（様式第3号）に必要事項を記入する。
- ②拾得者が報労金や所有権等を希望する場合、遺失者に対して住所・氏名、電話番号の連絡先の告知について聞き取り、拾得物預かり書（様式第2号）を交付（控えとしてコピーを取る。）する。（係の認印が必要。）  
■拾得者が報労金や所有権等、一切の権利を放棄する場合でも、拾得者が希望する場合は、拾得物預かり書（様式第2号）の注意欄を斜線で消した上で、交付（控えとしてコピーを取る。）する。（係の認印が必要。）  
※留意事項  
■個人情報が登録している物品（携帯電話等）は所有権は主張できないので留意のこと。（報労金の権利のみ）  
■拾得物の中にマイナンバーカードが入っていた場合、拾得物一覧簿（様式第3号）へナンバーは記載しないこと。  
■特に高額な金品等（10万円以上又は相当）の場合は、会場総務係長が実行委員会事務局（Tel.0297-21-5120）へ連絡し、当日中に引き継ぐこと。

拾得物は掲示物等で周知し、受付案内に一時保管

#### 遺失物の届出なし

1日の業務終了

- ①拾得物に拾得物名札（様式第4号）を貼付して実施本部で保管する。  
■高額物品等で、実施本部に保管することが適当でないと認められるものについては、速やかに実行委員会事務局へ引き継ぐこと。

大会終了

- ①実施本部解散後は、当該拾得物を実行委員会事務局に引き継ぐものとする。ただし、拾得者が所有権等を予め放棄している軽微な物品等は、施設占有者に所有権が移行する（遺失物法第33条）ため、施設管理者と協議の上、引き継ぐものとする。
- ②実行委員会事務局は、拾得の日から1週間以内に拾得物受理書（写し）と拾得物届出書（様式第11号）を添えて、所轄警察署に引き継ぐ。

#### 遺失物の届出あり

- ①軽微な物品（傘、タオル、帽子等）拾得物一覧簿（様式第3号）遺失物一覧簿（様式第7号）のみで処理する。
- ②高額物品等（現金、携帯電話、スマートフォン等）運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、確認後に遺失物受領書（様式第8号）を準備の上、署名を受け、返還する。また、拾得物一覧簿（様式第3号）の返還処理者欄に返還日と処理者名を記載する。  
■報労金の請求権利が発生している場合は、遺失者から拾得者へお礼の連絡をするよう伝える。  
■遺失者の代理人が受領する場合は、委任状（様式第9号）委任者の住所・署名押印がされているもの及び代理人の本人確認ができる運転免許証等が必要になることを説明する。

不明な点や判断できない場合は、所轄警察署（会計課）または、実行委員会事務局まで問い合わせること。

取手警察署（会計課）Tel.0297-77-0110

常総警察署（会計課）Tel.0297-22-0110

境警察署（会計課）Tel.0280-86-0110

守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局 Tel.0297-21-5120

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市 保険加入要項

1 趣旨

この要項は、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催するいきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技（以下「国体」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に国体関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定め、円滑な国体運営を図ることを目的とする。

2 契約

保険は、いきいき茨城ゆめ国体3市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人3市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場，練習会場，案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等，実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により，第三者の生命，身体，所有物に損害を与え，損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	補償限度額
対人	1億円	1億円	3億円
対物		1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為及び看護業務等により，第三者の生命，身体に損害を与え，損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	補償限度額
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	補償限度額
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が借り受け又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1事故	補償限度額
対物	500万円	500万円

オ ボランティア賠償責任事故（社協関係）

ボランティア活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容（平成29年度）	
	1事故	
対人・対物	5億円	

※ 加入年度のボランティア活動保険の補償内容とする。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の国体従事者が、国体の開催準備業務若しくは開催業務に従事している時、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院	通院
大会役員 競技会役員 競技会補助員 競技役員 競技補助員	2,500万円	5,000円	3,000円
医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円

(社協関係)

被保険者	補償内容 (平成29年度)		
	死亡・後遺障害	入院	通院
ボランティア	1,320万円	6,500円	4,000円

※ 加入年度のボランティア活動保険の補償内容とする。

#### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

##### (1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

##### (2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

#### 5 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書(様式第1号)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

#### 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 競技別リハーサル大会における保険加入については、この要項の例による。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

事 故 報 告 書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
 会長 神達 岳志 様

報告者 \_\_\_\_\_

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住所
	氏名 年齢 才 男・女
	TEL ( ) —
医療機関	住所
	名称 TEL ( ) —
	担当医師 その他
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市通信業務要項

### 1 趣旨

この要項は、守谷市・常総市・坂東市で開催するいきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の大会運営を円滑かつ効率的に進めるため、通信業務及び設備の整備について必要な事項を定める。

### 2 情報通信業務の種類

#### (1) 競技会運営に関する通信

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体等と協力のもと、競技会場及び練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

#### (2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、実施本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

#### (3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

#### (4) 警備・消防防災業務に関する通信

実行委員会は、関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

### 3 通信機器

上記2の業務を遂行するために使用する通信設備（機器）の種類は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 常設又は臨時加入電話
- (2) ファクシミリ
- (3) パソコン
- (4) 携帯電話
- (5) 無線通信機器
- (6) その他必要と認められる機器

#### 4 通信設備の設置等

設置場所等は、主に次のとおりとする。

- (1) パソコン、ファクシミリ及び臨時加入電話は、実施本部、競技会場その他の必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、大会運営上必要と認められる者に携帯させる。
- (3) 通信機器等の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として大会開催期間中とする。

#### 5 通信設備の設置期間等

設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議の上、決定する。

#### 6 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。
- (2) 大会終了後、競技会場等における通信機器の用務が終了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ、実行委員会本部に返還する。

#### 7 その他

この要項に定めるもののほか、通信業務に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市 ボランティア募集要項

1 趣旨

守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催するいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）の運営を支え、全国から訪れる選手，監督その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため，競技会運営ボランティアの募集等について必要な事項を定める。

2 募集主体

いきいき茨城ゆめ国体3市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 募集人数

守谷市200人程度，常総市300人程度，坂東市300人程度

4 募集期間

平成29年10月から募集人数に達するまでとするが，実行委員会は必要に応じて適宜変更することができるものとする。

5 活動内容

項目		主な活動内容
大会運営	受付・案内	選手・監督等の来場者受付，大会スタッフ受付，会場案内，資料配布，3市主要駅での会場案内等
	会場設営・整理	競技会場における会場準備及び来場者の誘導，身体の不自由な方の介助サポート
	環境美化	会場装飾物の維持管理（花の水やり等），会場清掃，ゴミ箱の維持管理等
	交通整理	競技会場周辺や駐車場における交通整理・誘導等，シャトルバス乗降整理
	会場サービス	休憩所でのドリンクサービス・接待・弁当引換・空き容器の回収等
	広報・記録	SNS等による大会情報の発信，会場等における写真・映像の撮影記録
	応援隊	全国から訪れる参加チームの試合を盛り上げる応援隊
準備	準備協力隊	大会前に実行委員会等が行うイベント等への協力等
	ダンスチーム	国体ダンスによる啓発
	花づくり隊	3市主要駅，競技会場等を歓迎装飾する花の栽培育成
	演奏隊	国体イメージソング「そして未来へ」の演奏による啓発

## 6 活動期間及び活動場所

活動期間、場所等は、次のとおりとする。ただし、準備に係る活動業務については、大会前の活動が主となるため、その都度調整する。

### (1) 競技別リハーサル大会

競技名	活動期間	活動場所（競技会場）
ハンドボール	平成30年8月4日 ～8月7日	常総運動公園総合体育館 水海道総合体育館 県立水海道第二高等学校体育館 坂東市総合体育館 県立岩井高等学校体育館

### (2) いきいき茨城ゆめ国体

競技名	活動期間	活動場所（競技会場）
ハンドボール	平成31年10月3日 ～10月7日	常総運動公園総合体育館 水海道総合体育館 県立水海道第二高等学校体育館 坂東市総合体育館 県立岩井高等学校体育館

## 7 応募要件

応募ができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 3市に在住、在学若しくは在勤している個人若しくはグループ又は3市に活動の拠点を有する団体
- (2) 応募の時点で小学生以上であること。ただし、小学生にあつては保護者又は団体の代表者が共に応募し、かつ、同一の活動ができること。18歳未満にあつては保護者の同意があること。
- (3) 大会の運営に必要と認められる者

## 8 募集方法

ホームページ及び各種広報紙等を活用する。また、募集案内や登録申込書を実行委員会、3市施設等で配布するほか、関係団体の協力のもと、広く周知を行う。

## 9 申込方法・問合せ先

ボランティアの申込みは、実行委員会ホームページの応募フォームによる申込み又は、登録申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、FAXによる申込みとする。

ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要なため、郵送又は持参のみの申込みとする。

〒303-0034 茨城県常総市水海道天満町 4684 番地（生涯学習センター2階）  
いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局

電話 0297-21-5120 FAX 0297-21-5122 メール [mjb@kokutai-hand.com](mailto:mjb@kokutai-hand.com)

※ 個人で応募する場合・・・様式第1号

※ グループ・団体で応募する場合・・・様式第1号，様式第2号

#### 10 登録・取消

- (1) 応募要件を満たした応募者を市民ボランティアとして登録するものとする。
- (2) 登録後に活動区分の変更や追加をすることができる。
- (3) 応募者及び団体の申出により登録を取り消すことができる。また、大会のイメージを損なう行為をした者は、登録を取り消すことがある。

#### 11 活動日時・活動内容及び活動場所の決定

ボランティアの活動日時，内容及び場所については，事前に実施する希望調査を参考に実行委員会が決定する。

#### 12 研修等の開催

実行委員会は，ボランティアの活動内容に応じて，必要な研修又は説明会を開催する。

#### 13 報酬及び交通費等

- (1) 活動及び研修等の参加に係る報酬は無償とし，交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品及び昼食については，必要に応じて支給する。

#### 14 保険

- (1) 活動及び研修に当たり，「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。
- (2) 加入に係る費用は，実行委員会が負担する。

#### 15 個人情報の保護

応募者の個人情報については，両大会の準備又は運営のためにのみ使用し，それ以外の目的には使用しない。

#### 16 その他

この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は，平成29年10月1日から施行する。



参加できる大会をチェックしてください。(複数選択可) (必須)					
◎リハーサル大会(2018年8月4日～8月7日) 活動希望日: <input type="checkbox"/> 4日(土) <input type="checkbox"/> 5日(日) <input type="checkbox"/> 6日(月) <input type="checkbox"/> 7日(火)		◎本大会(2019年10月3日～10月7日) 活動希望日: <input type="checkbox"/> 3日(木) <input type="checkbox"/> 4日(金) <input type="checkbox"/> 5日(土) <input type="checkbox"/> 6日(日) <input type="checkbox"/> 7日(月)			
ご希望の活動をチェックしてください。(複数選択可) (必須)					
大会運営 <input type="checkbox"/> どれでも可					
<input type="checkbox"/> 受付・案内	<input type="checkbox"/> 会場設営・整理	<input type="checkbox"/> 環境美化	<input type="checkbox"/> 交通整理		
<input type="checkbox"/> 会場サービス	<input type="checkbox"/> 広報・記録	<input type="checkbox"/> 応援隊			
準備 <input type="checkbox"/> どれでも可					
<input type="checkbox"/> 準備協力隊	<input type="checkbox"/> ダンスチーム	<input type="checkbox"/> 花つくり隊	<input type="checkbox"/> 演奏隊		
ご希望の活動場所をチェックしてください。(複数選択可) (必須)					
開催地					
<input type="checkbox"/> 守谷市	<input type="checkbox"/> 常総市	<input type="checkbox"/> 坂東市			
支給品のサイズをチェックしてください。(複数選択不可) (必須)					
ポロシャツ, ジャンパー等上着					
<input type="checkbox"/> SS	<input type="checkbox"/> S	<input type="checkbox"/> M	<input type="checkbox"/> L	<input type="checkbox"/> LL	<input type="checkbox"/> 3L
茨城県への個人情報(申込内容含む)の提供の同意について					
<p>●いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局</p> <p><input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません</p> <p>*茨城県から情報提供依頼があった際に、情報提供をする場合があります。</p> <p>◆個人情報の取扱いについて</p> <p>登録者の個人情報については、大会運営のために使用するものとし、その他の目的には使用しません。</p> <p>ただし、上記に同意された方は、茨城県に情報提供いたします。</p>					

【申込み・問合せ先】

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会事務局  
 〒303-0034 茨城県常総市天満町4684番地  
 生涯学習センター2階  
 TEL: 0297-21-5120 FAX: 0297-21-5122  
 E-mail: mjb@kokutai-hand.com



**いきいき茨城ゆめ国体** 守谷市・常総市・坂東市ボランティアグループ登録申込用名簿  
 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

\*いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市ボランティア登録申込書（様式第1号）も記入し、お申込ください。

グループ名（ ）

No.	フリガナ 氏名	生年月日等 昭・平 年 月 日 ( 歳) 出身都道府県 ( )	性別 男・女	支給品 サイズ SS・S M・L LL・3L	連絡先 ※日中連絡がとれる連絡先を記入 携帯 その他	保護者同意欄 ※18歳未満の場合は必ず記入 ボランティアの参加について同意します。 氏名 (印) 連絡先
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- \*グループ代表者の方は、No.1に記入してください。
- \*18歳未満の方は、保護者同意欄を必ず記入・押印してください。
- \*グループ登録申込用名簿が不足する場合は、コピーして使用してください。
- \*大会期間中の識別用品として、ポロシャツ、ジャンパーなどの支給品があるため、普段着ている洋服のサイズを記入してください。



## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市歓迎装飾・接伴実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎え、心のこもったおもてなしができるよう、歓迎装飾及び接伴の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 歓迎装飾の実施

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、関係機関・団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、次のとおり歓迎装飾を実施する。

#### (1) 装飾場所

競技会場、練習会場及びその周辺道路、主要駅、商店街、交通拠点、その他必要な場所で実施する。

#### (2) 装飾内容

歓迎看板、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、歓迎プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心掛ける。

#### (3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとにその都度調整する。

### 3 歓迎装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、実行委員会の責任において速やかに行うものとする。

### 4 接伴の実施

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇できるように、接遇意識の高揚に向けて、競技会運營業務従事者等に必要な研修等を行うとともに、おもてなしリーフレット等を配布する。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及び接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市案内所設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員等及び一般観覧者に対し、競技、宿舎、交通、観光・物産等の各種案内を行うため、案内所の設置及び運営について必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

### 3 設置場所

総合案内所は、関係機関・団体と協議の上、主要駅等に設置する。また、会場内案内所は、各競技会場に原則として1箇所設置する。

### 4 設置期間

#### (1) 総合案内所

関係機関・団体等と協議の上、期間を定める。

#### (2) 会場内案内所

各競技会場の大会開催期間とする。

### 5 開設時間

#### (1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

#### (2) 会場内案内所

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

#### (3) 上記(1)及び(2)については、関係機関・団体と協議の上、必要に応じ変更できるものとする。

### 6 業務内容

#### (1) 総合案内所

ア 配布物の管理に関すること。

イ 大会の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。

エ その他各種案内に関すること。

#### (2) 会場内案内所

ア 配布物の管理に関すること。

イ 大会の案内に関すること。

- ウ 交通，宿泊及び観光の案内に関すること。
- エ 迷子，遺失物・拾得物の受付に関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

#### 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか，案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における会場内案内所については，この要項の例による。

#### 附 則

この要項は，平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市休憩所設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員等（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者と市民とのふれあいと交流の場を創出するため、休憩所の設置運営に関して必要な事項を定める。

### 2 設置場所

休憩所は、大会期間中、各競技会場に設置するものとする。ただし、競技会場に設置スペースがない場合、これを変更することができるものとする。

### 3 開設時間

原則として、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

### 4 業務内容

休憩所の業務内容は、大会参加者及び一般観覧者に対して、湯茶等で接待するものとする。ただし、必要に応じて臨機に対応し、業務を円滑に行うものとする。

### 5 従事者の心得

休憩所従事者は、大会参加者及び一般観覧者に対して、おもてなしの心を持って運営に当たる。

- (1) 休憩所等の内外及び休憩所用具等を常に清潔にすること。
- (2) 休憩所内の備品・消耗品の状況を常に把握すること。
- (3) 従事者は、待機時間中といえどもみだりに所定の場所を離れないこと。
- (4) 大会参加者及び一般観覧者に対しては親切丁寧に対応し、特に選手・監督に対しては激励かつ労をねぎらうこと。
- (5) ごみ入れ、テーブルの上等、随時休憩所の内外の清掃に努めること。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市売店設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）においていきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

### 2 設置場所

設置場所は、次の表に定める競技会場とする。ただし、実行委員会 は実情に応じてこれを変更することができる。

開催市	競技会場	競技日程
守谷市	常総運動公園総合体育館	2019年10月3日（木） ～10月6日（日）
常総市	常総市水海道総合体育館	2019年10月3日（木） ～10月7日（月）
	県立水海道第二高等学校体育館	2019年10月3日（木） ～10月6日（日）
坂東市	坂東市総合体育館	2019年10月3日（木） ～10月7日（月）
	県立岩井高等学校体育館	2019年10月3日（木） ～10月4日（金）

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場における競技の開始日から最終日までとする。ただし、実行委員会は、実情に応じてこれを変更することができる。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、実情に応じてこれを変更することができる。

### 5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定する。出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、

実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを調整することができる。

## 6 経費負担

売店運営に要する経費は、出店者が負担する。

## 7 出店料

(1) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。

(2) 前号の規定にかかわらず、次のアからエのいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

イ 行政機関等

ウ 東日本大震災又は関東東北豪雨復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

エ ア～ウに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの

(3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

(4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

## 8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会憲章又はいきいき茨城ゆめ国体のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

### (2) スポーツ用品

### (3) 郷土物産品（アルコール飲料を除く。）

### (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

#### ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令

等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 災害支援特産品

東日本大震災又は関東東北豪雨災害の被災地を支援するために販売する特産品等。ただし、(4)の条件を満たすものであること。

(7) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

9 出店者条件

売店の出店者は、原則として次の(1)の条件のいずれかに該当し、かつ、(2)の条件の全てに該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、守谷市・常総市・坂東市のいずれかに店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）で、競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

イ 過去の国体において出店実績がある者

ウ 国体関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等

エ 東日本大震災又は関東東北豪雨災害支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

オ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 大会開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店することができること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間食中毒等における行政処分歴がないこと。

オ 申請書提出日時点において、市税（守谷市・常総市・坂東市が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは代表者をいう。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

#### 10 運営設備等

出店に伴う設備品のうち、実行委員会は次の表とおりの備品及び出店者毎に出店者名表示看板を1枚準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

区分	サイズ	長机	椅子
テント1張（横幕含む）	2間×3間	4台	4脚
テント0.5張（横幕含む）	1.5間×2間	2台	2脚

#### 11 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

##### (1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、管轄保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

##### (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

#### 12 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「出店従業員名簿及び搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

### 13 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定する。

- (1) 売店の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

### 14 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選考した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

### 15 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、当該住所地を所管する保健所にて許可申請を行い、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

### 16 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

### 17 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときには、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営について販売員を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。なお、食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

### 18 禁止事項

出店者及び販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り呼込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

#### 19 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とする。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法を取ること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店1台とする。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客に当たっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守する

- とともに、管轄保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
  - (13) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
  - (14) 従業員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
  - (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 20 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 21 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したとき、売店責任者は、初期対応に当たるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者並びに不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 22 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

#### 24 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

#### 25 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

#### 26 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置に必要な事項は別に定める。  
なお、競技別リハーサル大会における売店については、この要項の例による。

#### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会 長 神 達 岳 志

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

売 店 出 店 申 請 書

いきいき茨城ゆめ国体において、守谷市・常総市・坂東市実行委員会が運営する大会競技会場内に売店を出店したいので、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市売店設置運営要項第12の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_

2 出店希望形態 テント・その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 出店希望ブース数 \_\_\_\_\_ 張 (テント販売の場合のみ記入してください。)

- 4 添付書類
- ・様式第2号～様式第4号
  - ・営業に関する許可申請済書等の写し
  - ・市税の納税(完納)証明書(写し可)
  - ・消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書(写し可)  
(納税証明書その3の2(個人用)又はその3の3(法人用))
  - ・売店責任者及び販売員の本人確認書類  
(免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)

※ 出店申請書は、出店を希望する会場毎に1通ずつ実行委員会へ提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

所在地	〒			
商号又は名称				
代表者氏名				
連絡先	〔電話〕		〔FAX〕	
出店担当者	〔電話〕			
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で 囲んでください)	スポーツ用品・国体記念グッズ・郷土物産品・飲食物 宅配便・その他( )			
国体等出店実績				
営業開始年月日	年	月	日	従業員数 人
営業に関して取得 した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年	月 日
過去1年間法令違 反等処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有・無	
販売品目価格等一覧表(書ききれない場合は別紙でも可)				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第3号

出店従業員名簿及び搬入車両予定表

会場毎に記入してください。

商号又は名称	
出店希望会場	

1 従業員名簿

責任者等	職名	氏名	備考
出店責任者		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	

※ 出店責任者は、備考欄に当日連絡の取れる電話番号を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（火気を取り扱う場合は、必ず記入してください。）

備品名	規格等	持込目的

※ 各表の行が不足する場合は、行を増やすか用紙をコピーして提出してください。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会 長 神 達 岳 志 様

申請者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
電話番号

誓約書兼承諾書

いきいき茨城ゆめ国体の売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ないことを誓約します。

また、誓約内容確認のため、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請に当たり、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属：\_\_\_\_\_

担当者氏名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

F A X：\_\_\_\_\_

E-mail：\_\_\_\_\_

(あて先)  
商号又は名称  
代表者役職名及び氏名 様

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会 長 神 達 岳 志

売店許可決定通知書

いきいき茨城ゆめ国体において、守谷市・常総市・坂東市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、 月 日 ( ) までに出店料の支払いをお願いします。

また、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市売店設置運営要項第15に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 月 日 ( ) までに保健所の收受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いいたします。

記

- 1 出 店 会 場 \_\_\_\_\_
- 2 出店希望形態  テント  ・  その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 出店ブース数 \_\_\_\_\_ 張 (テント販売のみ記入)
- 4 出 店 料 \_\_\_\_\_ 円
- 5 指定振込口座

(担当)

様

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会 長 神 達 岳 志

売店出店許可証

いきいき茨城ゆめ国体において、守谷市・常総市・坂東市実行委員会が運営する大会競技会内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

(あて先)

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
 会長 神達岳志様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

売店出店料免除申請書

いきいき茨城ゆめ国体において、守谷市・常総市・坂東市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市売店設置要項第7(1)の規定に基づき申請します。

記

1 出店申請会場数 \_\_\_\_\_ 会場 \_\_\_\_\_ ブース \_\_\_\_\_

2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動
	行政機関
	東日本大震災又は関東東北豪雨復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 ( _____ )

(連絡担当者)

担当者所属: \_\_\_\_\_

担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

F A X: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

様

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会長 神達岳志

出店料免除決定通知書

いきいき茨城ゆめ国体において、守谷市・常総市・坂東市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場数 \_\_\_\_\_ 会場 \_\_\_\_\_ 区画
- 2 免除後出店料 \_\_\_\_\_ 円
- 3 免除理由

	県内の福祉施設及び学校活動
	行政機関
	東日本大震災又は関東東北豪雨復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 ( )

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市弁当調達要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市宿泊基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達に係る必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

### 4 対象及び取扱期間

- (1) 選手・監督、視察員及び報道員（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当取扱期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする。

### 5 弁当調製施設の指定及び取り消し

- (1) 弁当調製施設については、施設の衛生管理、調理能力等、別に定める選考基準に基づき、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
  - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。なお、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」における弁当の調達については、実情に応じてこの要項の例による。ただし、選手・監督等の弁当調達業務は行わないものとする。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
会 長 神 達 岳 志

いきいき茨城ゆめ国体における弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会  
弁当調製施設選考基準

いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

1 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、実行委員会が行う弁当調達業務に協力的であること。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- (2) 守谷市・常総市・坂東市のいずれかに製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生法等に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
- (3) 食品衛生監視票の採点が、直近で80点以上であること。
- (4) 調理従事者に対し、大会開催前の1箇月以内に検便を実施すること。  
(検査項目：赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌（O-157，O-26）及びノロウイルス）
- (5) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (6) HACCPの導入等自主的な衛生管理に取り組んでいること又は「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）に基づく対応を実践できること。
- (7) 食品の自主検査（一般細菌数，大腸菌，黄色ブドウ球菌）の実施が可能であること。
- (8) 食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1) 曜日にかかわらず1回100食以上の提供が可能であること。

- (2) 前日の午後6時までの受注で、当日の午前零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが、6日以上可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。
- (5) 弁当容器に、原材料名等その他実行委員会が指定する項目をラベルシール等で表示できること。
- (6) 単一の施設で、かつ、第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (7) 単価に応じた調製が可能であること。
- (8) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

## 5 施設の対応能力

- (1) 競技会場等に、冷蔵車又は保冷車(10℃以下で保管が可能なもの)による衛生的な配送ができ、納入場所で弁当引換時間中(2時間程度)の待機が可能であること。
- (2) 配達同日の指定された時間に空弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の提供が可能であること。
- (4) 事前に、献立、サンプル(試食弁当)及びその写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。

## 6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規程が遵守されること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医療救護要項

### 1 目的

この要項は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、医療機関・関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

### 3 実施業務

#### (1) 競技会場における医療救護

ア 競技会場には救護所を設置し、医療救護係を配置する。医療救護係は必要に応じて、医師、看護師、保健師及び係員により編成する。

イ 救護所では傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

ウ 救護所には、医薬品、医療器具（AEDを含む。）、その他必要な物品を配備する。医薬品は、ドーピング禁止薬を配備しないよう十分配慮する。

#### (2) 練習会場における医療救護

練習会場には医薬品を備え、必要に応じて係員を配置する。

#### (3) 宿泊施設における医療救護

大会に参加する選手・監督、役員等が宿泊施設で発病・負傷した場合は、宿泊施設の管理者は速やかに医療機関と連絡を取り、その指示を受けるとともに実行委員会へ連絡する。

### 4 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議を行い決定する。

### 5 医療費の負担

救護所及び救急自動車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか，医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。また，大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については，実情に応じてこの要項の例による。

### 附 則

この要項は，平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市防疫対策要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

### 3 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施する。

#### (1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

大会参加者等の感染症発生予防に万全を期するため、防疫に対する正しい知識の普及及び意識の向上に努める。

#### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

##### ア 感染症患者についての情報収集

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

##### イ 大会期間中の注意喚起

流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

#### (3) 感染症患者に対する措置

大会関係者等に感染症患者（擬似症患者、無症状病原体保持者を含む。）が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要項の例による。

### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市食品衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

食品衛生対策は、次の事項を実施する。

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、保健所及び関係機関の協力を得て、宿泊施設及び食品取扱施設の事業者等に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

#### (2) 監視指導等の実施

保健所等と連携し宿泊施設及び食品取扱施設を対する監視・指導等を実施し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (3) 食中毒発生時の対応

大会参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害の拡大を防止するため、食品衛生法に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要項の例による。

### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市環境衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・生き生き茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施する。

#### (1) 競技会場等の環境美化

ア 地域住民，民間団体及び関係団体等の協力を得て，競技会場及びその周辺の清掃を行うなど，清潔な会場づくりに努める。

イ 大会準備及び実施に当たっては，ごみの減量化及び再資源化に努める。

#### (2) 河川，道路等の環境美化

河川，道路等公共の場所及び観光地の清掃等環境美化に努めるとともに，廃棄物等の投棄及び放置の禁止などマナーの向上を図る。

#### (3) 宿泊施設の衛生対策

宿泊施設の管理者に対し，宿泊者が快適な環境の下で過ごせるよう，宿泊施設及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

#### (4) 飲料水の衛生対策

水道事業者，専用水道設置者，貯水槽水道設置者，飲用井戸等設置者及び臨時給水施設設置者等に対し，維持管理の指導を強化し，飲料水の衛生保持に努めるよう指導する。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか，環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。また，大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については，実情に応じてこの要項の例による。

### 附 則

この要項は，平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医療救護実施要領

### 1 目的

この要領は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市医療救護要項」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、医療機関、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

### 3 救護本部の設置

大会期間中は実行委員会に救護本部を設置し、競技会場、練習会場、宿舎及び関係機関と連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。

### 4 競技会場における医療救護

#### (1) 救護所の設置

- ① 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師及び係員等を配置する。
- ② 設置期間は、原則として競技会の競技日とする。
- ③ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとし、必要に応じて延長することができるものとする。

#### (2) 傷病者発生時の取り扱い

- ① 救護係の従事者は、傷病者が発生した場合は、必要に応じ応急処置を行うとともに、処置記録兼診療依頼書（様式第1号）に所定の事項を記載する。
- ② 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請するなど搬送措置を講じる。この場合においては、所定の事項を記載した処置記録兼診療依頼書（様式第1号）の写しを作成のうえ当該依頼書の原本を傷病者に交付し、搬送の際は必ず医療機関を受診する傷病者のチーム関係者（同行者）等（以下「チーム関係者等」という。）を同行させるものとする。
- ③ 傷病者を医療機関に搬送した場合は、速やかに救護本部へ報告する。また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、その都度救護本部へ報告する。

(3) 救護所の物品

救護所には、医薬品、医療器具（AEDを含む。）等を配備する。  
救護所等に配備する医薬品については、関係機関・団体等の協力を得てアンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

5 練習会場における医療救護

関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて前項に準じる。

6 宿舎における医療救護

(1) 宿舎の管理者は、医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合、必要に応じて救急車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(2) 宿舎の管理者は、救急車等を必要としない傷病者の場合、最寄りの医療機関を紹介する。この場合も、チーム関係者等を同行させるものとする。

(3) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合、救護本部に下記

の事項を報告（夜間の場合は翌日）する。

① 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先

② 参加区分及び競技種目

③ 宿舎名及び連絡先

④ 事故（傷病）の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、

使用医薬品及び現在の状況

⑤ 搬送した医療機関及び搬送方法

⑥ 付添者の氏名及び連絡先

7 関係機関への協力要請

実行委員会は、医師会等関係機関の協力を得て、医療機関及び消防本部に対し、傷病者の受け入れ等医療救護対策への協力を要請する。

8 医療費の負担

(1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、実行委員会が負担する。

(2) 傷病者は、医療機関において健康保険証を提示して受診した場合には医療費の本人負担分を、健康保険証を提示しないで受診した場合には医療費の全額を負担する。

## 9 事務処理

救護所等の医師，看護師，保健師，係員等は，お互いに連携を図り，次の書類に所定の事項を記載処理し，当日の業務終了後，速やかに救護本部に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）
- (2) 救護日誌（第2号様式）
- (3) 救護所等取扱患者一覧表（第3号様式）

## 10 その他

- (1) 医療救護関係者の服装は，各職種に応じたものとする。
- (2) 医療救護関係者の心得として，傷病者の状況を記録し，関係者からの問い合わせに支障のないようにするとともに，傷病者のプライバシーの保護に十分に配慮する。
- (3) この要領に定めるもののほか，医療救護に関して必要な事項は，別に定める。また，大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については，実情に応じてこの要領の例による。

1 処置記録

発症場所	発行番号	No.
	発行日時	平成 年 月 日 時 分 頃
受診者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	M・T・S・H 男・女 年 月 日生 歳
	参加区分	・選手 ・監督 ・役員 ・観客 ・その他 ( )
	競技名	
	会場名	
住所 連絡先	都道府県名 ( ) (TEL - - ) (携帯 - - )	付添者 (TEL - - ) 保険証所持の有無 有 ・ 無
	応急手当の内容	1 傷病内容 胃腸障害, 感冒, 貧血, 頭痛, 熱中症, 疲労, 眼症, 耳症 打撲, 捻挫, 骨折, 脱臼, 筋腱断裂, (挫・切・裂) 創, 歯牙の外傷 (受傷部位: ) その他 ( ) 2 発症(事故)原因 3 処置内容(処置時間: 時 分) 4 使用医薬品 5 転帰, 患者への指示(搬送: 有 ・ 無 ) 記入者(職・氏名)

2 診療依頼

搬送先医療機関当医 様

いきいき茨城ゆめ国体において発症した上記の者に対する診療をお願いします。

平成 年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会

会長 神 達 岳 志

⑩

3 署名同意

個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には  
使用しないことを条件に、本書を医療機関へ送付すること及び搬送先医療機関から  
いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会に返送することについて、  
承諾します。

患者同意欄(署名)

4 搬送先医療機関による診療内容

下記診療内容欄に記入後、枠外に患者又は付添者の同意の署名をいただいたうえで、この用紙を  
いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会まで、当日中にFAXで送付いただきますようお願い  
します。

FAX番号 0297-21-5122

診療内容	1 傷病名	
	2 治療内容・使用医薬品・その他	
	医療機関名	診療医師名

救 護 日 誌

年月日	平成 年 月 日 ( ) 天候	記入者名	
競技名		救護所	時 分から
競技会場		開設時間	時 分まで

担当従事者氏名		従事時間	
医 師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
看護師・保健師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
係 員		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
その他		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで

取扱患者数		左記のうち医療機関搬送数
選 手	人	人
監 督	人	人
役 員	人	人
観 客	人	人
その他	人	人
合 計	人	人

傷 病 者		内 容		
診療依頼書発券番号	氏 名	搬送の有無	搬送機関	傷病
		有・無		

様式第3号

救護所等取扱患者一覧表

月 日 ( ) 競技名 会場名

区分		取扱患者数					うち医療機関搬送者の数						
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感 冒	男												
	女												
貧 血	男												
	女												
頭 痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲 労	男												
	女												
眼 症	男												
	女												
耳 症	男												
	女												
打 撲	男												
	女												
捻 挫	男												
	女												
骨 折	男												
	女												
脱 臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
(挫・切・裂) 創	男												
	女												
歯牙の 外 傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
合 計	男 計												
	女 計												
	合 計												

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市防疫対策実施要領

### 1 目的

この要領は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市防疫対策要項に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における防疫対策の実施に関して、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

### 3 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

#### (1) 感染予防に対する意識の向上

実行委員会は、保健所等の関係機関・団体と連携し、感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い等の感染予防対策実施への意識の向上を図り、予防策の励行を奨励する。

#### (2) 健康診断の実施

実行委員会は、保健所等の関係機関と連携し、消化器系感染症の発生予防に重点を置いた健康診断の実施を励行するよう指導し、次に掲げる施設の従事者について指定および内定した場合は、施設の代表者に対し、大会開催前における食品関係従事者の検便実施を依頼する。

ア 大会関係者等の宿泊施設（転用施設を含む。）

イ 大会関係者等に昼食を提供する施設。

ウ 大会関係者等の飲食営業施設。

エ その他特に必要と認めたもの。

#### (3) 検査の対象とする病原菌は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。なお、大会関係者等に昼食弁当を提供する施設については、ノロウイルスも含むものとする。

#### (4) 検査の結果、陽性と判断された者（以下「病原体保有者」という。）

が従事する施設の代表者は、保健所および実行委員会に報告する。

#### (5) 実行委員会は、(4)の報告を受けた場合、保健所と協力して病原体保有者に医療機関での受診および治療を推奨する等、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、必要な措置を講じる。

なお、病原体保有者のプライバシーの保護には十分配慮する。

#### 4 感染症に関する情報の収集及び提供

実行委員会は、保健所等の関係機関・団体と連携し、流行する可能性が高い感染症について、あらかじめホームページ等で症状や感染予防策等を情報提供する。

#### 5 感染症患者（疑似症患者・無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

実行委員会は、保健所等の関係機関・団体と連携し、大会参加者等に感染症の疑いがある場合、または感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症法等に基づき必要な措置を講じる。

また、関係機関・団体が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

#### 6 その他

この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要領の例による。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市食品衛生対策実施要領

### 1 目的

この要領は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市食品衛生対策実施要項に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 実施業務

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

##### ア 広報活動

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は保健所等の協力のもと、各市の広報やチラシ等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

##### イ 食品衛生講習会

実行委員会は、保健所と連携して、食品衛生講習会を実施する。

#### (2) 監視指導の実施

実行委員会は、大会に関する選手・監督、役員、視察員、報道員及び、大会関係者並びに、一般観覧者に食品を提供する次にあげる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

##### ア 宿泊施設

##### イ 弁当調製施設

##### ウ 弁当引換所

##### エ 大会会場内の飲食営業施設及び食品販売店（臨時的施設を含む。）

##### オ 土産食品等の食品製造・販売施設

#### (3) 食中毒発生時の対応

##### ア 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、食中毒の発生又はその疑いに

関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

##### イ 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。

### 3 緊急連絡体制の整備

実行委員会は、大会期間中における食中毒の発生時、緊急時の連絡体制を整備する。

#### 4 その他

この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要領の例による。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市環境衛生対策実施要領

### 1 目的

この要領は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市環境衛生対策要項に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 実施業務

#### (1) 競技会場等の環境美化

ア いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、地域住民、民間団体及び関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行うとともに、ねずみ、衛生害虫等の発生防止を行う。

イ 競技会場及び練習会場（以下「競技会場等」という。）内やおもてなしコーナーにごみ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。

ウ 競技会場等の公衆トイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

エ 喫煙可能な競技会場等においては、たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、また、受動喫煙の防止に考慮した場所を選定し、指定喫煙所を設置する。

オ ごみの減量化及びリサイクルの推進のため、競技会場では、守谷市・常総市・坂東市（以下「各市」という）が定めるごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努める。

カ 競技会場等で発生したごみは、必要に応じて清掃業者へ収集運搬業務の委託を行い、適正に処理する。

キ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

#### (2) 河川、道路等の環境美化

実行委員会は各市環境衛生部局及び施設管理者等の関係機関に依頼し、河川、道路等公共の場所及び観光地の清掃等環境美化に努めるとともに、廃棄物等の投棄及び放置の禁止などマナーの向上を図る。

#### (3) 宿泊施設の衛生対策

実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、宿泊施設に対し監視指導を行うとともに、衛生意識の啓発を図る。

#### (4) 飲料水の衛生対策

- ア 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。
- イ 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、各市水道事業者に要請する。

### 3 その他

この要領の定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要領の例による。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市輸送・交通業務実施要項

### 1 目的

この要項は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市輸送・交通基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における輸送・交通業務に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

### 3 業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア 選手・監督
- イ 競技会役員
- ウ 競技役員
- エ 競技会係員，競技会補助員，競技補助員
- オ 報道関係者，視察員
- カ 一般観覧者
- キ その他実行委員会が必要と認めた者

#### (2) 輸送方法

輸送方法は、実行委員会が車両を借り上げて行う輸送（以下、「計画輸送」という。）及び公共交通機関による自主移動とする。

#### (3) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として公式練習日等を含む、ハンドボール競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、延長することができる。

#### (4) 輸送・交通業務の範囲等

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場，練習会場，指定集合地，指定下車駅，宿舎，その他大会関連諸行事の会場の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

#### 4 輸送業務の内容

##### (1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻、輸送経路等を内容とする輸送計画を策定する。

##### (2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、集合地を設定する。

##### (3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

##### (4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

##### (5) バス・タクシー乗降所の設置

実行委員会は、必要に応じて競技会場、練習会場等にバス・タクシー乗降所を設置する。

##### (6) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって守谷市・常総市・坂東市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

##### (7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な措置を講じる。

##### (8) 輸送力の確保

###### ア 車両の確保

実行委員会は、計画輸送のためにバス・タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合には、県実行委員会と協議の上、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を確保する。

###### イ 臨時バスの運行等

実行委員会は、鉄道・路線バス等の輸送力増強が必要と認められる場合には、県実行委員会と協議の上、関係機関・団体等に対し、路線バスの増便を要請する。

#### 5 交通業務の内容

##### (1) 交通安全対策

###### ア 交通規制

競技会の円滑な運営に万全を期するため、所管警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

イ 交通案内

大会関係者等及び一般観覧者が確実に目的地へ到着できるよう、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に仮設の案内標識を設置する。

ウ 交通整理

競技会場及び練習会場並びに周辺道路における通行の安全及び混雑防止のため、必要に応じて整理誘導員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(2) 交通総量抑制対策

ア 一般車両抑制対策

関係機関・団体等の協力の下、各種広報媒体等を通じて、大会期間中のマイカー利用の自粛を呼びかけるとともに、必要に応じて臨時バスやシャトルバスの運行等を実施し、一般車両の台数を抑制する。

イ 大会関係者等車両抑制対策

競技団体等の協力の下、乗合いや計画輸送等の積極的な利用を推進し、大会関係者等車両の台数を抑制する。

(3) 駐車場対策

ア 臨時駐車場の確保

実行委員会は、道路交通事情及び大会参加者、一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等の周辺に必要に応じて臨時駐車場を確保する。

イ 駐車場整理員の配置

駐車場には駐車場整理員を配置し、場内で事故のないよう車両の適切な誘導を行う。

ウ 駐車許可証の交付

指定された駐車場への適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議の上、別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要項の例によるものとする。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市駐車場設置利用計画

### 1 目的

この計画は、「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市輸送・交通業務実施要項」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）及び一般観覧者の駐車場利用を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

### 2 駐車場等の確保及び設置

- (1) 駐車場は競技会場等の駐車場を利用することとし、競技会場等に十分な駐車場を確保できない場合は関係機関及び民間の施設を臨時駐車場として確保する。
- (2) 駐輪場は、原則として競技会場内又は駐車場内に設置する。

### 3 駐車場の設置期間及び開始時間

- (1) 駐車場の設置期間は、原則として公式練習日等を含むハンドボール競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長することができる。
- (2) 駐車場の開始時間は、原則競技開始の1時間前とする。

### 4 駐車場の利用区分

大会関係者等及び一般観覧者の駐車場は、次のとおりとする。

- (1) 選手・監督、競技役員等  
原則として、競技会場に最も近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。
- (2) 競技会係員、競技会補助員  
原則として競技会場に近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。
- (3) 報道関係者、上記以外の大会関係者、一般観覧者  
自家用車による来場の場合は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する駐車場を利用することとし、駐車許可証は配布しない。

### 5 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場及び駐車区画の整備を行う。

なお、案内看板等については、関係機関・団体等と協議の上、必要な手続きを踏み設置する。

#### 6 駐車場設置運營業務の委託

実行委員会は、設置及び運営に関する業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

#### 7 その他

この計画に定めるもののほか、駐車場の設置・利用に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの計画の例によるものとする。

#### 附 則

この計画は、平成29年10月1日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市  
警備・消防防災業務実施要項

1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市警備・消防防災基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務に関して必要な事項を定める。

2 実施方針

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、警備・消防防災業務の実施にあたり、関係機関及び団体等の協力を得て、警備及び消防防災体制に万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場、沿道（以下、「大会関連施設」という。）並びに宿泊施設その他必要とされる場所とする。

4 基本的事項

警備・消防防災業務の基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 警備業務

実施区域の雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

(2) 消防防災業務

消防法等関係法令のほか、各市の地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、実施区域の消防防災に取り組む。

5 大会開催前の業務

(1) 体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 業務内容

ア 警備業務

① 警備業務実施要領の作成

② その他必要な警備業務

イ 消防防災業務

① 消防防災業務実施要領の作成

② 大会関連施設における消防防災体制（救急・救助を含む。）の確立

③ 実施区域における予防査察の実施（消防用設備・避難経路の

点検及び防火安全対策の指導)

- ④ 競技会場における消防訓練の実施
- ⑤ 防火防災意識の啓発
- ⑥ その他必要な消防防災業務

## 6 大会開催期間中の業務

### (1) 警備業務

#### ア 体制

実行委員会は、関係機関及び団体等の協力を得て、大会関連施設に係員等を配置し、警備体制を整える。

#### イ 業務内容

- ① 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 大会関連施設における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 大会関連施設における避難通路の確保
- ④ 大会関連施設における雑踏事故及びその他の事件、事故の防止
- ⑤ 大会関連施設及びその周辺における犯罪の予防
- ⑥ その他必要な警備業務

### (2) 消防防災業務

#### ア 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災業務を総括する警備消防本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に現地警備消防本部を設置する。

#### イ 業務内容

- ① 大会関連施設及び宿泊施設における火災等の予防・警戒及び鎮圧
- ② 大会関連施設における救急・救助
- ③ 大会関連施設の災害発生時における避難通路の確保及び避難誘導
- ④ 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

#### ウ 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関及び団体等と連携して、警備・消防防災業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

## 7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

大会の開催前及び開催期間中において、守谷市・常総市・坂東市に災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合

は、各市の地域防災計画などに基づき対応するものとする。

8 広域配宿に係る警備・消防防災業務

広域配宿に係る警備・消防防災業務については、関係機関及び宿泊地  
市町村と調整し、実施するものとする。

9 行幸啓の警備・消防防災業務

行幸啓に係る警備・消防防災業務は、関係機関と協議のうえ別に定め  
るものとする。

10 大会旗・炬火イベント等の警備・消防防災業務

大会旗・炬火イベント等に係る警備・消防防災業務は、関係機関と協  
議のうえ、別に定めるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務に関して必要な事  
項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル  
大会」については実情に応じてこの要項の例によるものとする。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市  
警備・消防防災業務実施要領

1 趣 旨

いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 基本事項

警備・消防防災業務の実施にあたっては、次の事項を基本とする。

(1) 警備業務

- ア 道路交通法、警備業法、消防法等の関係法令を遵守する。
- イ 警備対象施設における警備業務は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）による自主警備を原則とする。また、自主警備に当たっては、警察・消防・各施設管理者等関係機関（以下「関係機関」という。）の協力を得て実施する。
- ウ 実行委員会は、具体的な警備員の配置箇所、任務等を定めた警備業務計画書を作成し、その計画書に基づいた警備業務を民間の警備業者に委託する。
- エ 自主警備業務を円滑に実施するため、実行委員会は関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(2) 消防防災業務

- ア 消防法等関係法令、各市地域防災計画及び競技会場等国体関連施設（以下「大会関連施設」という。）の消防計画を基本として、その他必要な事項については本要領の定めるところによるものとする。
- イ 本要領は、大会関連施設の防火管理者が行わなければならない防火・防災管理上必要な業務を補完するものとする。
- ウ 屋外仮設物等の消防計画については、大会関連施設の消防計画に準じるものとする。

3 実施期間

- (1) 警備業務の実施期間は、原則として競技日前日から競技終了日までとする。
- (2) 消防防災業務の実施期間は、大会開催期間中（準備期間を含む。）とする。

#### 4 実施範囲

- (1) 警備業務の実施範囲は、原則として競技会場、駐車場（臨時駐車場を含む。）及び各周辺道路とする。なお、練習会場については、必要に応じて実施する。
- (2) 消防防災業務の実施範囲は、競技会場、練習会場及び駐車場（臨時駐車場を含む。）とする。

#### 5 業務内容

##### (1) 警備業務

###### ア 交通誘導警備業務

- ① 駐車場及び周辺道路における歩行者等の安全確保及び進路案内
- ② 駐車場入口における選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導・案内
- ③ バス・タクシー乗降所における安全確保
- ④ 周辺道路における交通渋滞、交通事故及び違法（迷惑）駐停車の防止
- ⑤ 駐車場内における接触事故等の防止、車両の駐車整理及び各種案内広報

###### イ 会場警備業務

- ① IDカードによる大会参加者の入退場管理
- ② 大会関連施設における不審者・不審物に対する監視及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- ③ 円滑な競技運営を妨害する者及び行為者に対する対応
- ④ 自主警備上必要な情報収集、事案発生時における関係機関への通報・連絡
- ⑤ 迷子、遺失・拾得物の対応
- ⑥ 非常時・災害発生時における避難路の確保及び誘導

###### ウ 夜間警備業務

- ① 大会関連施設、仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊の防止
- ② 大会関連施設における不審者・不審物に対する警戒及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

##### (2) 消防防災業務

###### ア 防火・防災管理業務

- ① 大会関連施設の防火管理者との事前協議・調整
- ② 平常時における安全管理業務を行う競技会係員等からなる予防管理組織の編成
- ③ 火気の使用及び取扱いに関する指導

④ 災害発生時の被害を最小限にとどめるための競技会係員等からなる自衛消防組織の編成

⑤ その他，消防防災上必要な業務

イ 予防管理組織業務

① 収容可能人員と収容人員の把握

② 想定される風水害等の把握（風水害等予防対策）

③ 指定場所での火気使用状況（喫煙所を含む。）の安全点検及び整理整頓

④ 大会関連施設の消防用設備等と仮設置されている消防用設備等の把握及び点検

⑤ 指定場所以外で防火管理者の許可なく火気の使用があった場合の指導

⑥ 大会関連施設及び施設に付随する装飾などの各種構造物等の固定状況の確認と必要な措置（震災予防対策）

⑦ 火気使用設備（器具）及び室内，避難通路，出入口等の収容物等の転倒，移動，落下防止状況の確認と必要な措置（震災予防対策）

⑧ 避難経路の把握と避難経路の周知徹底

⑨ 避難上障害となる工作物や物品の排除と避難経路の確保

⑩ ごみ，可燃物等の整理整頓

ウ 自衛消防組織業務

① 災害等に関する各種情報収集

② 災害発生時の消防機関及び関係者への通報・連絡

③ 初期消火活動

④ 災害発生時の避難口の開放

⑤ 大会参加者及び一般観覧者の避難誘導

⑥ 負傷者の把握，救出及び救護に関する対応

エ 風水害等発生時対策

① 競技会場のある当該地域に対する避難勧告・避難指示発令時における大会参加者及び一般観覧者の避難誘導

② 競技会場が避難場所に指定された場合の各市災害対策本部との連携

オ 震災発生時対策

① 明らかに被害が甚大であると認められる場合の競技の即時中止

② 競技会場各係長による建物，火気使用設備（器具）の点検及び会場総務班長への報告

③ 会場総務班長による競技会場部長及び大会関連施設防火管理者への迅速な報告

④ 競技会場部長と競技団体決定権者の協議による競技続行の判断

## 6 緊急連絡体制

大会期間中の連絡手段については、携帯電話等を使用し、関係機関との円滑な連携を図るため、緊急連絡体制を確立する。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については、実情に応じてこの要領の例によるものとする。

## いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会において、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 3市を代表する者
- (2) 3市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、3市の市長の互選によって決定する。

2 常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は無報酬とし、会議等に係る旅費は原則支給しない。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議の種類

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる機関を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(4) 幹事会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 8 常任委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、常任委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 9 常任委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 会長は、常任委員会が審議し、決定した事項及び次条第2項又は第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（幹事会）

第14条 3市の共通認識を図り具体的な事項を検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、3市の教育部長及び第74回国民体育大会担当課長をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は幹事の互選により選出する。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 事務局 (事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計 (経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、常任委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て常任委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散 (解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、常任委員会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、常任委員会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則 (委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この会則は、平成28年8月24日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成29年6月21日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市・実行委員会 常任委員会名簿

(平成30年4月27日現在 敬称略)

【会長】 1名 【副会長】 2名 【常任委員】 42名 【監事】 2名

	役職	機関・団体及び役職	氏名	
1	会長(委員長)	常総市長	神達 岳志	
2	副会長(副委員長)	守谷市長	松丸 修久	
3		坂東市長	木村 敏文	
4	常任委員(守谷市)	守谷市議会議長	梅木 伸治	
5		守谷市教育委員会教育長	町田 香	
6		守谷市体育協会会長	又未 成人	
7		茨城県ハンドボール協会会長	会田 真一	
8		茨城県ハンドボール協会理事長	古矢 勲	
8		守谷市学校長会会長	辺見 芳宏	
9		守谷市商工会会長	小川 一成	
10		守谷市観光協会会長	作部屋 義彦	
11		守谷市社会福祉協議会副会長	染谷 桂子	
12		(公社)取手市医師会代表理事	眞壁 文敏	
13		茨城県取手警察署署長	小松崎 邦二	
14		常総地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	大久保 慎一	
15		茨城みなみ農業協同組合代表理事組合長	齊藤 繁	
16		首都圏新都市鉄道(株)運輸部守谷駅務管理所所長	六笠 良二	
17		関東鉄道(株)常務取締役自動車部長	武藤 成一	
18		守谷市女性団体連絡協議会会長	豊島 慶子	
19		常任委員(常総市)	常総市議会議長	風野 芳之
20			常総市教育委員会教育長	岡野 克巳
21	常総市体育協会会長		長 行雄	
22	常総市校長会会長		猪瀬 和男	
23	常総市商工会会長		生井 邦彦	
24	常総市観光物産協会会長		熊谷 昇	
25	常総市社会福祉協議会副会長		中山 美代子	
26	(一社)茨城県きぬ医師会会長		中川 邦夫	
27	茨城県常総警察署署長		村上 貴志	
28	常総ひかり農業協同組合代表理事組合長		塚本 治男	
29	関東鉄道(株)水海道駅管区駅長		宮田 隆一	
30	県ホテル旅館生活衛生同業組合水海道支部		野村 清	
31	女性団体じょうそう事業委員会会長		秋場 ふち	
32	常任委員(坂東市)		坂東市議会議長	桜井 広美
33		坂東市教育委員会教育長	倉持 利之	
34		坂東市体育協会会長	荻井 公夫	
35		坂東市校長会会長	倉持 美由紀	
36		坂東市商工会会長	中村 静雄	
37		坂東市観光協会副会長	中山 茂	
38		坂東市社会福祉協議会副会長	倉持 嘉男	
39		茨城県境警察署署長	岡崎 成人	
40		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	中山 道夫	
41		岩井農業協同組合代表理事組合長	風見 晴夫	
42		茨城むつみ農業協同組合代表理事組合長	岩瀬 治三郎	
43		東武鉄道(株)東武柏駅管区七光台駅駅長	大橋 文雄	
44		茨城急行自動車(株)野田営業所所長	鈴木 勝己	
45		ばんどう市女性団体協議会会長	服部 恵子	
46		監事	守谷市会計管理者	宇田野 信彦
47	坂東市会計管理者		森田 一也	

# いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ



## 守谷市・常総市・坂東市は、 ハンドボール競技の会場です。

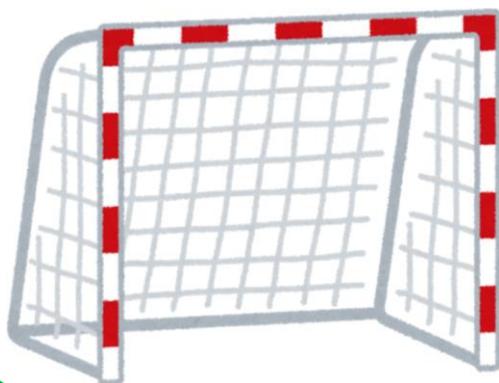
大会会期：2019年9月28日～10月8日

ハンドボール競技は2019年10月3日～10月7日

守谷市：成年女子(常総運動公園総合体育館)

常総市：少年男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市：成年男女(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)



いきいき茨城ゆめ国体  
マスコットキャラクター

いばラッキー

## いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技リハーサル大会 第23回ジャパンオープントーナメント

大会会期：2018年8月4日～8月7日

守谷市：男子(常総運動公園総合体育館)

常総市：男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市：男女(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)



守谷市



常総市



坂東市